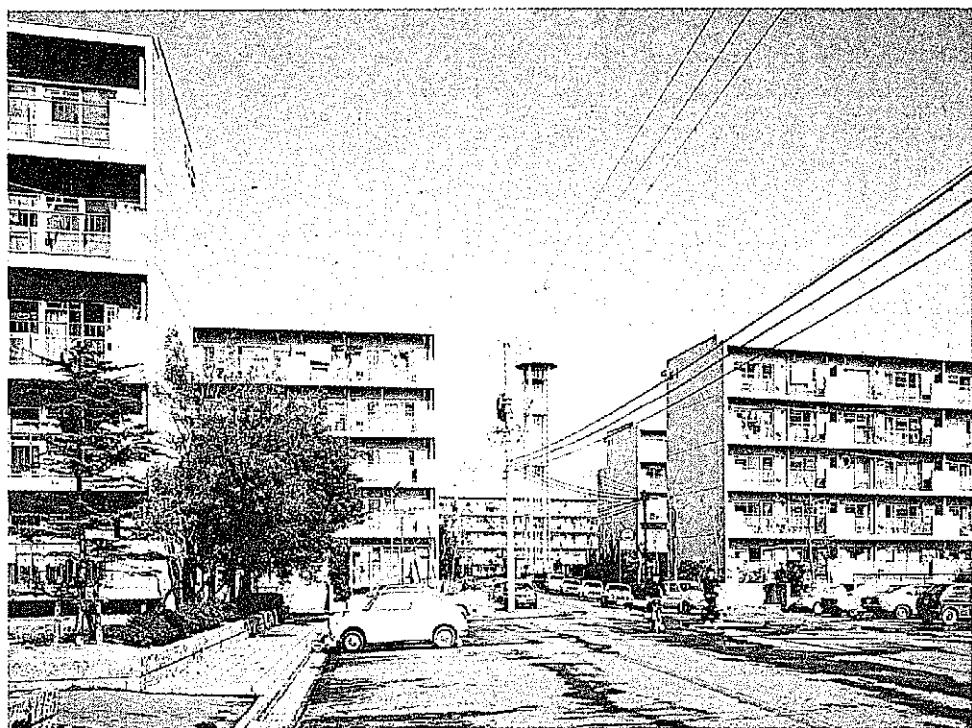


第九章 生活環境の整備



県営住宅 城西団地（佐賀市）

第九章 生活環境の整備

一 概 説

戦後、連合軍の進駐と敗戦処理に始まり、住宅難や食糧難とインフレの進行、経済的に窮屈のどん底の中で、全国的には戦災を受けた都市の復興、上下水道・電気・ガスなどの整備が進められ、復興事業がその緒についた。

本県は戦災の規模が小さかったために、法による戦災復興事業は行われなかった。そのため旧来からの家屋が密集した市街地が雑然と拡がっており、都市計画事業や上下水道など生活環境施設の整備普及が遅れて、環境衛生の不備が特に目立ってきた。

昭和二十九年に明治以来の汚物掃除法に代わって清掃法が公布され、清掃事業の実施主体を市町村におき特別清掃地域が指定され、清掃事業の強力な推進がはかられるなど、不十分ながら環境衛生行政の新たな進展をみるきっかけとなつた。三十年代前半は社会制度の変革が行われ、町村合併などの急速な進行とともに、都市・農村を通じて県民の生活と健康にさまざまな新しい問題を起こしながら進行しはじめた。三十年代後半は高度経済成長に伴う産業界からの廃棄物と、国民の生活水準の向上による消費生活から排出されるごみの増大で、また都市においては急激、かつ無制限な人口の集中化によつて、生活環境あるいは自然環境が

破壊され、各種のいわゆる公害問題が顕在化してきた。生活環境の保全という立場から昭和四十五年十二月に清掃法が全面改正され、廃棄物の処理および清掃に関する法律が公布された。し尿処理施設・ごみ処理施設は、国の廃棄物処理施設整備計画に即応し、年々新設・増設・更新が講ぜられるとともに、し尿浄化槽設置による水洗化の促進が進められるなど、廃棄物処理施設の整備促進がはかられた。

また、水道法や下水道法の水質二法など環境衛生行政の基本的法令が整備され、人口の都市集中化による過密の弊害と、農山村における過疎化の進行のもとで、各種の環境破壊が統出して公害に対する一般の関心がとみに高まってきた。国においては廃棄物の処理が公害の未然防止の基本的な最終の方策として、三十八年に生活環境施設整備緊急措置法が制定された。一方、県でも市町村の生活環境施設の整備促進をはかるために、三十七年市町村簡易水道施設整備補助金交付規則および三十八年市町村し尿処理施設整備交付金規則を設定して、これらの施設整備の促進がはかられた。しかしながらお施設の普及は立ちおくれており、今日ようやく政治や財政上の問題になりだしたという程度で、県民の生活環境は衛生的であるとはいえない状態である。

四十二年六月に公害対策基本法が制定され、公害病と総称される複雑な環境汚染に起因する疾患等が注目を集めて、これらに総合的に対応するため、公害関連の一四の法律が全面改正され、本格的福祉施策がとら

れることになった。

本県では四十五年七月、県民の健康保護と生活環境を守る立場にたつて県公害防止条例を制定するとともに、厚生部内に公害課を、また衛生研究所に公害検査課を新設するなど、環境保全行政組織の充実強化をはかり、住みよい郷土づくりに力強い歩みをつづけている。

一方、住宅は、終戦直後、全国で約四二〇万戸におよぶ極度の住宅不足に対し、さまざまな応急措置が講ぜられたものの、住宅不足はなお深刻で、三十年にいたっても不足戸数は二七〇万戸におよんだ。しかも戦前の住宅水準を回復しないまま、住宅対策は戦後の過渡的現象から次第に人口動態の変化に伴う恒常的問題として対策が必要となつた。このため住宅金融公庫の設立、公営住宅法の制定、日本住宅公団の設立等が実施された。しかし、依然として住宅不足がつづいたため、住宅政策は二つの方向で展開された。第一は深刻な住宅不足にこたえるため住宅建設十か年計画の推進、第二は都市の土地問題として性格をつよめる過程で市街地の高度有効利用の促進がはかられ、量不足が解消するに至り、量の確保から積極的に質の向上がはかられた。

また、都市計画は、戦後の急速な経済成長のため、人口および産業の集中は、無秩序に市街化を促進し、河川の汚濁や交通の渋滞が都市環境を悪くしており、佐賀市および近郊周辺にもそれが現れている。このような状態は全国的なものとなり、昭和四十四年新都市計画法が施行された。この法律は、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに分け、それぞれ強力な規制を加えて健全な都市の発展を期そうとするものであった。佐賀都市計画区域（佐賀市、諸富町、大和町の一部）、鳥栖基山都市計画区域（鳥栖市、基山町）を決定し、また用途地域につ

いても佐賀都市計画区域ほか六市町を決定して、建築等の土地の利用に一定の制限を加えることにより、都市環境を維持し機能を高めることにしている。

佐賀県内において都市計画決定した区域は、佐賀市・武雄市・嬉野町等であり、面積は、五十年度末では三六四・一haで、土地区画整理事業施行済み区域面積は六三・三ha、現在施行中の区域面積は一五〇・六haで都市環境の純化に寄与している。

公園緑地事業については、昭和二十七年、有田町の白磁丘公園が最初に計画決定され、その後、次々と計画され、五十年度現在では計画決定公園数六七か所、面積四六七・五haとなり、県民の健康とレクリエーションの場として利用され、都市に緑と空間の場を与え、生活環境の改善に寄与している。

近代的な水道施設が、本県に初めて作られたのは大正四年の伊万里町の上水道で、つづいて翌五年に佐賀市が地下水を水源とした全国でも珍しい上水道として当時注目を浴びていた。昭和二十年度末の水道は三二施設、給水人口一二万九、九〇〇人の普及状況であったが、トラホームや伝染病予防の見地から衛生的な飲料水の確保と都市生活、あるいは文化的生活を當むうえに不可欠な要素として、水道施設整備が飛躍的に促進され、三十五年度末には上水道・簡易水道・專用水道など公私営を含め、二一八施設・給水人口四三万一・五八六人で、普及率は四五・八%に達した。

その後、わが国経済の高度成長、国民の生活水準の向上に伴い、上水道は著しい普及を示し、五十年度末では二三一施設・給水人口六二三万五、〇四三人で普及率七四・六%となつたが、全国普及率八七・六%に

比較すると、かなりの遅れをとっている。

一方、下水道事業は、現在までに主として市街地における雨水・污水対策として、都市下水路の整備がすすめられ、五十年度まで四五か所・六万四、三七二mが計画決定され、三万三、五六六mが整備されている。しかし、近年環境保全問題に対する社会的要請が強く、水質汚濁に係る環境基準が水域ごとに指定され、この環境基準が保持達成されるよう汚濁源の規制を強化するとともに、公共下水道の整備が重視されるようになった。水質環境基準が定められた水域で、水質汚濁の原因が二以上の市町村にわたる地域について、流域別下水道整備総合計画調査を実施することになり、四十九年度から実施されている。これに基づき県内都市で、すでに着工している佐賀市・鳥栖市の早期供用開始とともに、唐津市・伊万里市・鹿島市・武雄市・多久市などの早期着工が望まれる。

二 住 宅

(一) 住宅事情の変遷と施策

昭和二十年代（戦後の混乱期）

終戦において、わが国的主要都市は戦災によって壊滅的な打撃を受け、国民生活はどん底の状態にあった。戦後処理には、巨額の政府支出があり、これは極度のインフレーションに拍車をかけた。この混乱に陥った日本経済の再建こそ國を挙げての緊急課題であった。

衣食住、すべてが極度の不足状態にあったが、住宅問題も極めて深刻な状態がつづき、特に都市地域でそれが著しかった。戦災、強制疎開に

よる大量の住宅の滅失、戦時中の供給不足に加えて海外からの引き揚げ、復員が集中的に行われたため、終戦後、全国で約四二〇万戸程度の住宅が不足したと推定される。

さらに、今日でいう不良・老朽・過密の状況を勘案すると、住宅難世帯は大幅にこれを上回っていたことが推測される。

終戦後、二年を経た二十三年わが国で始めて実施された住宅統計調査によると、臨時応急的につくられたパラック建設の仮小屋・非住宅など住宅以外に住んでいた人が全国で約五万世帯もあった。

このような深刻な住宅事情にもかかわらず、庶民の住宅建設は遅々として進まず、とにかく一家そろって雨露をしのげる場所を確保するため、住宅の供給量を一戸でも増すことが望まれていた。

本県でも二十年七月、八月の佐賀市の空襲、同年八月の鳥栖町の空襲等があり、また、佐賀市寺町地区等では強制疎開により建物が除去された。しかし本県においては戦災による住宅への被害は余り大きくなかった。

むしろ本県が戦災を免がれたことに加えて、農業県であるため、食糧事情が比較的良好であったこと等の結果、都市からの疎開と、海外からの約四万二、〇〇〇世帯、約二一万五、〇〇〇人といわれる引揚者、それに加えて大量の復員者が流入定着したことによって、十九年の県人口約七〇万五、〇〇〇人が二十一年には早くも約八五万六、〇〇〇人と急増した。二十三年の住宅統計調査によると約二万一、〇〇〇戸が不足し、バラック建ての仮小屋・非住宅に雨露をしのいだ人達は約三、〇〇〇世帯（普通世帯の一・七%）もあって、非人間的な生活を余儀なくされており、また、親せきや知人を頼って同居した世帯も一四%に達し、他県に比べて高い率を示している。

六疊一間で月十圓 権利金五万円に吐息

佐賀の住宅難解消せぬ

昭和25年頃の住宅事情
(昭和25年1月 佐賀新聞)

当時の佐賀新聞の記事の中にも、間仕切りごとに隣りの夫婦喧嘩に口を出して恨みを貢つたり、新婚夫婦に当てられたり、悲喜劇が譲し出されたなど当時の模様をよく表している。

このような事態にたいしては、政府は一方では国庫補助等により住宅の供給をはかるとともに、他方各種の法令により既存建物や資材の利用の関係の調整を試みた。特に終戦の年、二十年の冬をいかにして越すかということが当面の緊急課題となり、応急対策として二十年九月に罹災都市に三〇万戸の応急仮設住宅建設を閣議で決定して、越冬用応急簡易バラックを建設し、また兵舎等の既存建物の住宅への転用、余裕住宅の強制解放などを講じ、住宅の確保につとめた。

これは量的に見れば、膨大な需要に比べ如何にも少ないものであったが、しかし国の財政資金を直接投入する住宅政策への端緒として、その後の住宅政策の展開を考えると大きな意義をもつものである。

このように終戦直後の緊急対策が講ぜられて、若干の日時が経過したが、国民経済が破たんしている状況下にあっては、住宅難解決のみちは政府の積極的な政策に期待することしかなく、むしろその必要性は年々高まる一方であった。

この状態を早急に解決すべく出された元軍用土地建物の応急利用に関する厚生省次官通達等によって、本県では佐賀郡高木瀬村の旧陸軍兵舍跡をベニヤ板で急造の間仕切り壁を設けて、引揚者・戦災者ほか約五六世帯を収容し、唐津引揚援護局の引揚者一時収容施設としてつくられた唐津市二タ子の松濤寮に六〇世帯、その他県内各地の引揚者収容施設、旧軍の兵舎跡に収容した。また、多くの人達が県内の知人を頼つて間借りするなど同居生活を余儀なくされた。

このように終戦後、数年は、バラック建てのすき間風に震えながら、あるいは肩身の狭い思いをしながら郷里の冬を過した。

戦後の混亂が何とか一段落した二十五年に長期の低利資金の貸付制度による持ち家促進策の一環として、住宅金融公庫法が制定された。

また、このころ住宅金融公庫融資付の分譲住宅を建設するものとして、各都道府県・大都市に、財團法人住宅協会・住宅公社が設立され、各地方の実情に即した住宅建設を行った。

住宅金融公庫の貸付事業が、住宅供給量の拡大に大きな役割を果してきただことはもちろんであるが、さらに建築基準法の遵守、筋建など耐震工法の普及など、個人住宅の質の向上に果たしてきた役割も見逃すことはできない。

二十六年には、終戦後実施されてきた応急住宅・引揚者住宅等の国庫補助の制度を整理し、低所得者向け賃貸住宅の供給体系に恒久性と計画性をもたせる必要から、公営住宅法が制定された。

公営住宅は、国庫補助により地方公共団体が賃貸住宅を建設するもので、本県で今日までに公営住宅を建設した地方公共団体は、県および市四〇町村に達し全体の約九六%になっているよう、戦後一貫して全

第9章 生活環境の整備

国を通じての住宅政策の柱となっている。

昭和三十年代 二十五年六月、朝鮮動乱が発生し、これを契機として

わが国の経済は目ざましい復興を遂げた。動乱による特需景気と世界貿易拡大に伴って、輸出を著しく伸長し、これがその後の経済発展につながり、三十一年の経済白書に「もはや戦後ではない」といわしめるほどの復興ぶりを示した。

これらを通じてわが国の産業構造も付加価値を高めるために意識的に

高度化がはかられ、第二次産業、第三次産業が急速に発展する傾向を示した。

このことが都市への人口流入となって現れ、疎開先から都市への帰還に加え、人口・産業の都市集中に一層の拍車をかけた。

この人口の集中は、大都市への集中という全国規模と同じに中核都市への集中という現象を示し、全国を通じての都市化現象が惹起された。

急速な都市化の進行は、世帯における家族構成の変更、つまり「核家族化」による住宅需要と相まって、大都市地域の住宅不足をますます深刻なものとした。同時に、既成市街地周辺の無秩序な開発、都市のスプロールをもたらし、地域における生活環境の立ち遅れなど都市問題ともなった。

このような住宅事情を反映して、三十年から四十年代前半期の住宅政策は、一応の水準の住宅を如何に大量に、集中的に供給するか、ということが主な課題であった。

まず、三十年に主として大都市地域における都市住宅問題を解決するため、その使命にかなった政策実施を担うものとして、日本住宅公団法が成立した。

住宅公団は民間資金を導入することによって資金を流動的・機能的に活用できることにより、今まで公営住宅制度がつづき当たっていた財源的ネックが取り除かれて、住居負担能力の比較的高い中堅所得者に対する集中的な住宅供給と、居住環境整備を行うことになった。

三十年に住宅公団が設立されて、これまでの公営・公庫の制度と併せ、住宅行政の三本柱として、住宅に関する国民の多様な需要に対応し得る一応の体制が確立されたとみることが出来る。

佐賀県住宅事情の推移

年度 項目	昭23	33	38	43	48
普通世帯数	169,977 戸	180,000	184,000	191,700	199,600
住宅数	148,754 戸	172,000	180,000	194,560	206,200
(住宅不足)	△ 21,223 戸	△ 8,000 戸	△ 4,000	2,860	6,600
住宅難世帯		41,353 %	31,934	19,100	9,600
		22.9	17.4	10.0	4.8
内観	3,046 戸	620	1,000	1,200	1,100
非住宅		13,000	8,600	3,300	1,500
同居		2,833	4,600	3,600	2,400
老朽		24,900	17,734	11,000	4,600
狭小過密					
戸当たり床面積			93.45	94.33	102.20
1人当たり畳数	3.4	3.7	4.71	5.33	6.70
設備専用率	給水設備 79 %	90	95	97.6	97.6
便所	91 %	92.5	94.5	97.6	97.6
持ち家率	76 %	75.3	73.9	74	

資料：建築課

公団住宅は、バルコニーのある高層のアパートの大団地、2DK・洋式水洗便所など住宅公団が提供した住宅は、当時の人々に全く新しい住宅像を与えた。

これは戦後、日本経済復興とともに変ぼうしつつあった家族構成・生活様式などが、三十年代に入って急速に新しいタイプのものにとってかわり、また戦後の新しい都市社会が定着した時代の要請に応じたスタイルの住宅供給であった。今日では種々の問題となっていながら、公団住宅は日本の住宅史に大きい足跡を残してきた。

また、住宅公団は公共住宅全般に共通する諸調査・研究・技術開発を行う機能も分担しており、この面では公共住宅にとどまらず、民間住宅に対しても大きい影響を与えた。

また、四十年には、地方住宅供給公社法が制定されて、積立分譲住宅制度が発足するとともに、その業務を専ら行う事業体として、それまで各地で財團法人として設立されていた住宅協会、住宅公社などが特別法人「地方住宅供給公社」として強化・拡充され、制度化された。積立分譲住宅の制度は、住宅を必要とする労働者に住宅建設費の一部を一定期間内に計画的に積み立てさせ、これを頭金相当額とし、住宅金融公庫の融資とあわせて中堅労働者の所得に見合った負担で、良好な居住環境の持ち家が取得できるようにしようとするもので、労働者の自己の設計があわせて計画的に、また比較的容易に住宅の取得を行わせようとするものである。

住宅金融公庫発足に伴い、大都市および各都道府県に設立された住宅協会は、各地方の住宅建設に大きな役割を果たし、住宅政策の担い手として、住宅公団に相並ぶほどの重要な存在になったにもかかわらず、土

地収用・新住宅市街地再開発事業や各種の税制上の恩恵に欠けるところがあった。

本県でも四十年にこれまでの住宅協会を改め、県住宅供給公社を設立した。

そのほか、三十年代には、大阪千里・東京多摩等大都市地域でのニュータウン計画とともに、新産業都市計画等、地方中核都市での大規模な住宅団地開発を推進するための、新住宅市街地開発法や、民間の乱開発防止・宅地開発による災害を防止するための宅地造成規制法・住宅地造成事業法など宅地関連法が相次いで制定され、四十三年には都市計画が抜本的に改正された。

昭和四十年代（前期）三十年代に入つて策定された「住宅建設十年計画」はわが国における最初の長期計画といわれているが、その後においても住宅問題の解消は重要施策の第一に掲げられ、三十二年、三十六年、三十九年の各年度を初年度とする住宅建設計画が次々と発表された。

これら住宅建設の当初計画は、それぞれ一〇年、五年、七年となつていたが、いずれも途中で予定を変更し、つきの計画で軌道修正せざるを得なかつた。その原因として、①三十年代の経済成長率が予想をはるかに超えたこと、②首都圏を中心とする大都市の住宅難が予想以上に深刻となつたこと、③諸外国にも例を見ない上昇率を示した国民所得の水準が核家族の社会的風潮と相まって異常に強い住宅需要を引きおこしたことがである。

三十九年十一月、高度成長に修正の姿勢を示しつつ、「中期経済計画」・「経済社会発展計画」が相次いで発表され、経済成長の大きなひずみ

である住宅問題を抜本的に解消するため、四十一年六月に、住宅建設計画法が制定された。

同法は、国民の住生活を適正な水準に安定させるには長期を要すると認識のもとに、住宅建設に関する総合的な、しかも政府としての権威と実効性のある長期計画を樹立することになった。

従来の計画が各省間の調整、國と地方との調整が不充分であったために、國の計画に一貫性を欠き、住宅の需要に応じた住宅の建設がなされなかつたことを反省して、國および地方公共団体はもちろん、民間自力建設を含むすべての住宅において長期的観点にたった計画が必要とされている。

また、住宅建設計画は全國計画のみでなく、それをうけて地方および都道府県ごとの住宅計画を策定する重層な計画となつた。

このようにして、住宅建設計画法の制定と併せて、第一期住宅建設五か年計画が定められた。これは、残存する住宅難を解消するとともに、人口の大都市集中、世帯の細分化に伴う住宅需要を充足し、併せて国民の居住水準の向上を図ることにより、四十五年までにすべての国民が安定した基盤の上に生活できる「一世帯 一住宅」を実現することを目標に、四十一年度を初年度とした五か年間におおむね六七〇万戸の適正な質を備えた住宅の建設を図るものとし、そのうち公的資金によるもの二七〇万户（総戸数の約四〇%）を建設することとされた。

この国的基本方針をうけて、本県では「第一期県住宅建設五か年計画」を策定し、計画期間内に二万八、五〇〇戸の建設を目標とし、そのうち公的資金によるものを一万三、一三〇戸と決定した。

第9章 生活環境の整備

第1期佐賀県住宅建設五か年計画と実績

単位：戸

年度別実績 計画戸数		昭41	42	43	44	45	計	備考
公的 資金 住 宅	一般公営住宅	3,400	604	667	705	749	676	3,401 県営、市町村営
	改良住宅	480	96	176	—	—	13	285 ク
	小計	3,880	700	843	705	749	689	3,686
	分譲住宅	1,080	174	257	290	320	262	1,303 住宅供給公社 勤労者住宅協会
	一般公庫住宅	6,790	942	1,254	1,338	1,503	1,450	6,487 一般個人、農住
	産労、中高層住宅	600	150	110	15	42	6	323 企業、商店等の従業員向住宅
	小計	8,470	1,266	1,621	1,643	1,865	1,718	8,113
	公団住宅	250	8	—	—	—	24	32
	その他住宅	530	229	293	310	205	359	1,396 厚生年金、雇用促進、 公務員住宅
	公的資金計	13,130	2,203	2,757	2,658	2,819	2,790	13,227
民間自力建設住宅		15,370	2,562	2,818	2,804	2,990	4,114	15,288
合計		28,500	4,765	5,575	5,462	5,809	6,904	28,515

資料：建築課

昭和四十年代（後期）四十年代後半は、高度成長から安定成長へ、特に石油危機を契機とした劇的な転換を迎えた時期である。住宅事情に關しても、この時期は大きな変化があった。

まず、四十年代後半は引き続く高度成長に加えてベビーブーム世代が住宅需要に加わり、わが国末ぞ有の住宅建設ブームが開始された。

四十六年から始まる「第二期住宅建設五か年計画」では五十年までに、すべての世帯が少なくとも小世帯においては九畳、一般世帯においては一二畳以上の居住室を有し、また適正な構造および設備を備える居住環境の住宅に住むことができる目標に「一人一室」の規模を有する九五〇万戸の建設をはかり、うち公的資金によるもの三八〇戸（総戸数の四〇%）を建設することを決定した。

この国の基本方針にそって、本県でも「第二期県住宅建設五か年計画」を策定し、この期間に建設目標を三万三、〇〇〇戸、そのうち公的資金によるもの一万五、〇〇〇戸（総戸数の約四五%）をきめた。

全国的には、わが国末ぞ有の第二期住宅建設計画は、当初、計画を上回るスピードで進められ、四十八年は公営住宅建設戸数も最大の戸数となつた。四十九年～五十一年度は石油危機とこれにつづく地方財政危機の結果、民間・公的共に住宅建設は激減し、五年計画としては計画戸数三万三、〇〇〇戸にたいし、実績は四万五、〇〇〇戸で達成率一三七%であつた。結果としては当初計画を大きく上回る実績とはなつたものの、その内容は大変複雑なものであった。

第二期五年計画における住宅建設の伸びにより、住宅難世帯は著しく減少しているにもかかわらず、住民の住宅にたいする意識の面からみると、「住まい」にたいする不満は依然として強い状態がつづいていた。

第2期佐賀県住宅建設五か年計画と実績

単位：戸

資金別	年度別実績 計画戸数						達成率 B/A	備考
		昭46	47	48	49	50		
公的資金住宅	一般公営住宅	3,200	643	712	816	513	538	3,222 100.7 県営、市町村営
	改良住宅	700	16	30	26	44	24	140 20.0 市町村営
	小計	3,900	659	742	842	557	562	3,362 86.2
	分譲住宅	1,300	200	210	220	230	194	1,054 81.1 住宅供給公社
	一般公庫住宅	8,600	1,782	1,879	2,527	2,741	2,469	11,398 132.5 中高層、勤住協一般個人、産労
	小計	9,900	1,982	2,089	2,747	2,971	2,663	12,452 125.8
	その他住宅	1,200	218	265	312	281	179	1,255 104.6 厚生年金、雇用促進、公務員住宅
公的資金計		15,000	2,859	3,096	3,901	3,809	3,404	17,069 113.8
民間自力建設		18,000	3,978	5,535	6,400	6,578	56.98	28,189 156.6 純粹の自己資金（但し銀行、職場からの借入を含む）
合計		33,000	6,837	8,631	10,301	10,387	9,102	45,258 137.1

資料：建築課

第9章 生活環境の整備

佐賀県公営住宅建設、年次別実績

単位：戸

建設計画名称	年 度	建設戸数		
		県 営	市町村営	計
公営住宅法施行前	20		150	150
	21		138	138
	22		268	268
	23		180	180
	24		296	296
	25		257	257
	26	24	192	216
	小 計	24	1,481	1,505
公 営 住 宅 建 設 第1次	27	40	217	257
	28	80	441	521
	29	56	350	406
	小 計	176	1,008	1,184
第2次	30	56	307	363
	31	24	222	246
	32	32	291	323
	小 計	112	820	932
第3次	33	56	286	342
	34	60	299	359
	35	98	323	421
	小 計	214	908	1,122
第4次	36	108	316	424
	37	136	318	454
	38	167	332	499
	小 計	411	966	1,377
第5次	39	170	333	503
	40	208	337	545
		小 計	378	670
		小 計	1,048	
住 宅 建 設 5か年計画	41	208	396	604
	42	214	453	667
	43	214	491	705
	44	214	535	749
	45	218	458	676
		小 計	1,068	2,333
		小 計		3,401
第2期	46	216	427	643
	47	216	496	712
	48	216	600	816
	49	164	349	513
	50	248	290	538
		小 計	1,060	2,162
		小 計		3,222
	合 計		3,443	10,348
		合 計		13,791

とくに、この中で特筆されることは、四十四年の住宅統計調査結果と四年後の同調査結果での住宅にたいする困窮度がほとんど横ばい状態で、むしろ絶対数は増加していないことである。

さらに困窮の要因が住宅の質的な面にたいする不満、すなわち「住宅が狭い、住宅がいたんでいる、設備が不完全である」など居住性の根幹をなすことに集中していることなどが挙げられている。

第二期住宅建設五か年計画は計画目標を達成したにもかかわらず、このような結果が生じていることは経済の成長に伴う所得の向上などによ

り、住民の居住意識の向上など必然的なことも考えられるが、一方、政策上の観点からみた場合、住宅の供給が必ずしも需要の実態に応じて行われなかつたことも原因の一端をなしている。

第二期住宅建設五か年計画は「量から質へ」を目指したが、結果としては量的計画のいわば総仕上げといったことになつた。

資金別には、公的資金の場合が計画戸数一万五、〇〇〇戸に対し実績八、〇〇〇戸にたいし、実績二万八、一八九戸（達成率一五六・六%）

となつており、いざれも良好な達成となつてゐる。

さらに公的資金について具体的にみると、持ち家意識の向上を反映して、住宅金融公庫融資の一般個人住宅が計画戸数七、六〇〇戸に対し、実績は一万一、一二八戸になり、達成率は一四六・四%と良好な達成となつてゐる。

しかし改良住宅をみると二〇%という極めて低い達成率になつており、炭鉱住宅改良事業の困難さを示してゐる。

年度別にみると特に公営住宅の場合は、近年、地方公共団体の財政の窮迫により、建設戸数は四十八年をピークに減少の傾向をたどつてい

宅を建設した。

住宅金融公庫資金による住宅建設は、昭和二十五年に戰庫融資住宅 後の深刻な住宅難に対処して国民待望のもとに開始されだが、ある程度の自己資金を持つ者には、この融資資金を加えて自力による住宅建設ができることから広く利用された。

日本住宅公團住宅 昭和三十年に日本住宅公團法が制定され、住宅公團が設立されて、本県では企業の申し込みをうけて公團住宅が建設されたが、大企業が少ないこともあって、他県に比し建設件数が少なかつた。

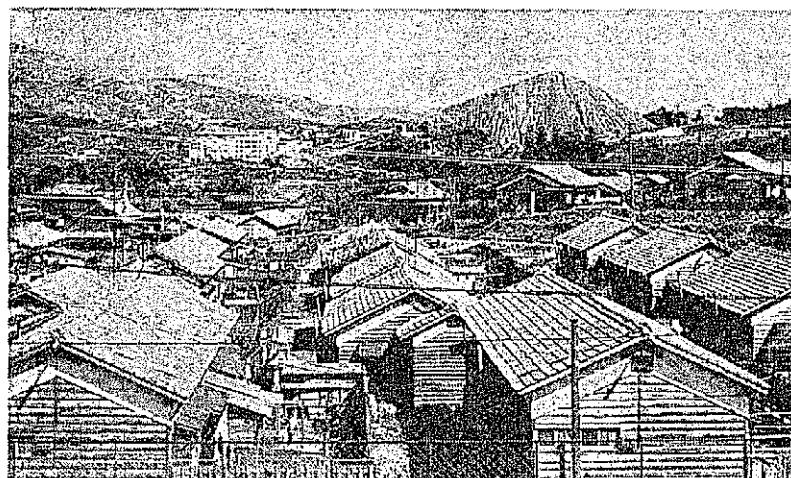
県住宅供給公社 分譲住宅建設事業では、昭和二十七年七月財團法人県住宅協会を発足させ、暫定事業として住宅金融公庫融資による三菱炭鉱古賀山鉱業所、昭和自動車株式会社、九州電力株式会社の三団地の賃貸住宅を建設した。二十九年からの協会事業は持ち家住宅の推進として分譲住宅の建設を行つたが、四十年六月、地方住宅供給公社法が施行され、県住宅供給公社と改め事業の強化をはかつた。

同公社は、佐賀市をはじめ県内各地にわたり住宅団地を取得造成し、分譲住宅の供給を行い、その建設戸数も二十九年から五十年までに二、六一五戸に達した。また、県営住宅用地に提供するなど、本県の住宅政策をきわめ、しかも住宅事情は永続すると見込まれたので、從来の国庫補助による庶民住宅の建設に恒久性と計画性をもたらせるため、公営住宅法が制定され、国策として確立された。

本県でも、国の施策に沿つて二十六年度に佐賀市神野町に県下初の中層耐火構造・四階建・二四戸を建設したのを皮切りに、二十七年度からは公営住宅年次設計計画を樹立して、毎年度全県下にわたって公営住

佐賀県住宅供給公社による分譲住宅建設状況	
年度	戸 数
昭 29	29
30	60
31	70
32	65
33	41
34	47
35	65
36	50
37	72
38	80
39	80
40	106
41	94
42	137
43	170
44	195
45	200
46	200
47	210
48	220
49	230
50	194
合 計	2,615

資料：建築課



昭和37年頃の炭鉱住宅（多久市）

策に大きい役割を果たしている。

三 炭 鉱 住 宅

この結果、炭鉱に働いていた者のうち中壮年層は職を求めて県外に転出し、老朽化した劣悪な環境の長屋建(主に六戸建)の木造住宅と、その中に居住する老人世帯だけが取り残された。従って、改善能力を持たないため一部の住宅を除いて大部分が老朽化の一途をたどっている。

一部の住宅を除いて大部
分が老朽化の一途をたど
っている。

なっている。

この炭鉱住宅の問題は本県における重要な課題で、また、全国産炭地と共に通した問題である。しかし、かつての経済規模や歴史と、閉山の過程あるいは労働者の移住の経緯、気候、風土により、各地の事情は違ひ、その対策も異ったものとなつてゐる。

も思うにま
かせないの
が現状であ
る。

の援助を行
いながら銳
意事業化に
努めている
が、諸種の
支障があつ
て、事業化

炭鉱住宅、市町村別内訳						昭和50年10月現在
市町村名	構造別	世帯数	住宅総数	不住宅数	不住宅率	備考
多久市	木造長屋建	380	388	323	83%	立山、新栄、平和、池ノ平、中多久地区
伊万里市	々	212	248	149	60	大久保、立川地区
厳木町	々	661	710	655	92	新家敷、高倉、椋ノ木地区
相知町	々	77	81	81	100	上相知、山手地区
北波多村	々	72	72	25	35	稗田二区地区
大町町	々	855	852	836	98	寿町、磯路町、花宮、昭和通り、泉町、栄町、旭町地区
江北町	々	298	300	298	99	平山、日の出、新町地区
北方町	々	279	287	108	38	西杵地区
小城町	々	29	29	29	100	
肥前町	々	46	46	18	39	
合計		2,909	3,013	2,522	83.7	

資料：建築課

例えれば、住宅地区改良事業により総合的な対策をたて実施するのが適切であるうし、現にこの方法によって多大の成果を挙げている地域もあるが、本県ではすでに居住者に譲渡されたものが多く、また老齢世帯が多いため、賃貸住宅にはなかなかじみ難いこと、小規模であるため適用し難いものがあること等の問題がある。

県では、市町村の改良住宅建設に対し国の標準建設費の六分の一以内の補助をする等の指導助成をしているが、前述のように第二期住宅建設五か年計画における実績は、はなはだ少なかった。

(四) 建 築 指 導

市街地建築 本県では、大正十年十月、建築物取締規則が公布され、
物 法 時 代 旧佐賀市・旧唐津市に適用し、指定施行されたのが本県

建築行政のはじまりで、その後、大正八年市街地建築物法が公布され、
県は昭和八年八月に市街地建築物法施行規則を公布した。

しかし、市街地建築物法の適用といつても、警察に届け出を義務づけるものだけであった。二十一年、國は臨時建築制限令を制定し、同年七月県は、臨時建築制限令施行細則を公布し、不要不急の木造建築物の建築を抑制するとともに、庶民住宅建築の一層の促進をはかった。続いて一二十二年に臨時建築制限規則となり、二十四年にも改正され、建築の復興に伴って統制も次第に角度を変えた。

この時代に本県で建築された県関係のおもな建物は、旧県庁舎（二十九年焼失）・県議会議事堂・警察本部庁舎・県庁舎西別館（旧農協会館）等があった。

建築基準法時代 第二次大戦中から戦後数年間は、法律の施行が停止

されていたが、昭和二十二年から再び、市街地建築物法が適用されるようになつた。

戦後の民主化された社会に適合する建築行政を行うため、國は二十四年に市街地建築物法の全面改正案の作成に着手し、二十五年五月建築基準法が公布された。建築基準法では、従来の許可・届け出制に代わり、建築確認制度が定められた。

市街地建築物法は、都道府県の許可・認可事務であり、警察行政の一環として施行されていたが、二十一年に土木部内に建築課が設置され、以後は建築課で担当することになった。建築基準法制定後は、建築確認事務は建築主事（県職員で、建築主事の資格を有する者を知事が任命）、建築許可・認可については特定行政（建築主事を置く都道府県知事）が行うことになった。

法の運営にあたり、特定行政・建築主事が行う建築許可や建築確認の処分は、地域住民に大きな影響を与え、利害関係を伴うことが多く、その公正を期すため建築審査会の設置が規定された。二十五年十二月県建築審査会条例を公布し、翌二十六年一月建築審査会が七人で発足した。

建築基準法は、都市計画区域のみ適用された市街地建築物法と異ったため、県下全般の建築行政の指針となつた。

二十五年ばつ発した朝鮮動乱の影響もあって、二十六年の本県の建築着工面積は約三万m²、二十七年～三十八年頃までは年約二九万五、〇〇〇m²内外で、三十九年になって二十六年を上回る約三九万八、〇〇〇m²となり、さらに四十一年には約六〇万m²となり、五十年には約一二四万八、〇〇〇m²と大幅な伸びを見せた。

この間、建築基準法が公布された二十五年頃から、戦災復興型から抜け出した本建築時代に入り、二十七年には耐火建築促進法が制定された。

すでに本県において二十四年佐賀市の主要市街地に三〇〇haをそれぞれ準防火地域に指定された。二十五年に唐津市の主要市街地に四五九・六ha、二十五年に佐賀市を中心部の一・七二haを防火地域に指定していたが、その後、さらに佐賀市中心部の一・七二haを防火地域に指定した。この地域における建築物の主要構造部は耐火構造または防火構造としていくことを主眼とし、ばらばらながらも不燃化建築物の建築が次第に促進された。

建築基準法は、建築の安全性と良好な都市環境の保持のため、敷地・構造・設備・用途についての最低基準を規定してきたが、制定以来二十年の経過の間に人口の都市集中化や、建築技術の進歩によって、現実と規定とが離れてきたので、四十五年六月同法の大改正が行われた。

四十年から最近一〇か年間の建築活動は、県民所得の向上に伴って居住水準が上昇し、年々建築投資が増大した。

建築面積は、五十年をみると四十年の三倍にのぼり、建築物の不燃化も年々普及し、全体の比率は非木造が五五%を占め、建築物の高層化も進み、建築技術の進歩は新材・新工法の開発、近代建築生産の工業化など、近年、大きく変貌しつつある。

また、従来の高さの制限三一mを超える建築物も出始め、中高層の建築物の着工は、三十五年一八件、四十五年一一三件、五十年に一三七件と次第に増加し、従来は公共建築に限られていたものが共同ビル化によって四十年頃から民間建築投資も伸びている。

(五) 建築士

建築災害に際し、国民の生命・健康・財産の保護をはかるとともに、建築物の質の向上を図るため、昭和二十五年に建築基準法と建築士法の両法律が同時に施行された。

建築士法は、建築生産を正しく行うために建築に関する専門の知識・技術を有する技術者で、国・都道府県知事が資格を与えた建築士が、その設計・工事監理を行うことを定めている。

建築設計を行う者の資格については、社会的な重要性にかんがみ、建築関係者等において、戦前から法制化の要請がなされていて、二十五年に建築士として制度化された。

建築士には、一級建築士と二級建築士があり、一級建築士は建設大臣が、二級建築士は都道府県知事が、それぞれ免許を与えるもので、二級建築士には、設計監理することができる建築物について構造・規模等の制限がある。

建築士法の施行後の二十五年は法施行に伴う経過措置として、一級・二級建築士の選考が行われ、翌二十六年度から通常の建築士試験が毎年一回実施されている。

また、建築士の団体として各都道府県に建築士会を、全国に建築士連合会を設置することが定められており、本県では二十七年に社団法人県建築士会が発足し、現在までに会員数約一、〇〇〇人となっている。

建築設計監理業を営む者は専任の管理建築士を定め、都道府県知事の登録を受けることにされている。

また、県は建築士審査会を二十五年に設置し、二級建築士の試験に關

する業務をつかさどるとともに二級建築士の免許取り消し、懲戒等の处分に関する審査等を行うこととされており、本県でも審査会委員七人、建築士試験委員五人が任命されている。

(六) 宅地建物取引業

衣・食と並んで、住宅は人間生活に欠くことのできない生活基盤である。

住宅を求める人が多くなればなるほど、宅地建物の取引きが活発になることは当然である。戦後の復興期から、都市地域には人口・産業が集中し、著しい住宅・宅地の需要を招来せしめ、宅地建物の取引きが活発に行われるようになった。しかしながら反面、このような住宅難につけてここで宅地建物取引に關し、充分な知識のない者や、悪質な取引業者がはびこり、このために大切な財産を失い、あるいは多大の損害を被るなど、宅地建物取引業に関する事故が多発した。宅地建物取引業が適正に運営され、安心して宅地・建物の取引きを行うことができ、また、宅地建物の需要・流通過程が整備され、宅地建物を必要としている者に対して、円滑にこれを供給することにより問題がすみやかに解決されることが社会的に要請されるようになつた。

二十七年に宅地建物取引業者の業務の適正を図り、取引きの公正を確保することを直接の目的とし、最終的には宅地建物を購入しようとする者や、宅地建物の賃借人が被るおそれのある損害を防止し、その利益を保護するとともに、円滑に流通することをねらいとして宅地建物取引業法が制定された。

しかし、その後、も住宅・宅地需要と不動産取引業形態の多様化などを

反映して、宅地建物取引業に関する

トラブルが絶えな

いため、当初の宅

地建物取引業法は
数次にわたって改
正され、取引主任

者制度の改善、營
業保証金の引き上
げ、契約内容の適
正化、前金の保全措置の義務づけ等、順次制度の強化改善がはかられ今日にいたっている。

宅地建物取引業者の推移

年 度	法 人	個 人	計	摘 要
昭40以前		38	38	登録制度
41	10	83	93	↓
42	19	97	116	免許登録制度
43	23	104	127	
44	35	138	173	
45	39	141	180	
46	46	151	197	
47	60	174	234	
48	64	160	224	
49	66	162	228	
50	64	170	234	

資料：建築課

わが国の都市計画行政は、明治二十一年に制定された東京市改正条例にはじまる。この条例は、東京市ののみを対象とし、既成市街地の改良にとどまり、新たに開発される新市街地を規制し計画するものではなかつた。

これは、大正七年に改正され、東京市以外の大都市にも拡大適用されることになつたが、制定後三十年を経過し、大都市における諸問題が大きくなりクローズアップされ、この法をもって対処するには極めて不十分となつたため、大正八年に都市計画法ならびにこの姉妹法ともいいうべき市

街地建築物法（後の建築基準法）が施行された。

その後、都市計画法自体には大筋において変革はなく、昭和二十五年に建築基準法、二十九年に土地区画整理法、さらに都市計画法関係諸法の制定が続き、都市計画の内容が実質的に充実されて近年におよんでいる。

このように大正八年に制定された都市計画法は半世紀にわたり、わが国の都市計画の基本法として、その役割を果たしてきた。しかし、適用

都市の増加に伴い、大都市地域では、連なる市街地がそれぞれ独立した都市計画単位となつたために、都市行政における広域性、あるいは地方自治のあり方からみた事務の地方移譲などの必要が生じ、根本的改正の論議が戦後もなく出てきている。さらに近年の高度経済成長と産業構造の高度化に伴う急速な都市化現象によってひき起こされた種々の問題、交通混雑による通勤難、住宅難、スプロール、公害の発生、地価の高騰などを解決するために、都市地域の土地利用の合理化をはかるための基本的制度を確立すべきであるという論議が活発に行われた。

特に国の宅地審議会からは、都市地域を市街化区域と市街化調整区域に区分し、開発許可制度によって計画的また段階的に市街化をはかるべき旨の施策の提案がなされた。昭和四十三年五月、その趣旨に沿い、土地利用の合理化のための新しい制度の創設と、都市計画事務の地方への移譲、都市計画の広域性と総合性の確保、都市計画への住民の意思の反映などの内容を含む新しい都市計画法が制定され、四十四年六月十四日から施行された。その後、開発許可制度の拡充強化と、市街地開発事業等予定区域の制度の創設を目的として法の一部が改正され、五十年四月一日から施行されている。

第9章 生活環境の整備

本県の都市計画区域　県内の都市計画法適用の状況は、昭和三年に佐賀市が指定をうけたのを皮切りに、七年に唐津市、十年に鳥栖町、十一年に鹿島町・伊万里町というように相次いで指定をうけ、三十五年度までに七市一二町・区域面積一一万二、三七六haおよび、その後、社会情勢の変化に対応し、都市計画区域の検討が相次いでなされ、五十一年三月現在で、七市一四町・面積九万二、二〇八haになっている。

△佐賀市▽

昭和三年九月一日法適用の指定をうけ、その区域は、市の経済上の中心部である吳服町を中心として、半径三・五kmの圏内について天然の地形等を調査し、五年四月決定された。二十九年三月、西与賀村ほか四村、十月北川副村ほか四村、三十年四月神埼郡蓮池町の一部との町村合併による行政区画の変動があつたが、三十五年面積三、三三五haが決定された。

四十四年六月施行の都市計画法の改正により線引きの検討を行い、諸富町および大和町の一部を合わせた佐賀都市計画区域に変更し、区域面積は一万四、四二九haになった。

△唐津市▽

昭和七年一月市制発足とともに、十一月法適用の指定をうけ、九年四月、浜崎町（浜玉町）の一部を含み唐津都市計画区域の決定がなされた。その後、湊村ほか三村を合併したため、三十一年十一月、これらの区域を含んだ区域面積一万二、五〇三haに変更された。

△鳥栖市▽

鳥栖町として昭和十年六月法適用の指定をうけ、十年十一月、三養基郡鳥栖町、田代村大字田代、基里村大字姫方、同大字飯田の一部、同酒井西

字曾根崎を都市計画区域として決定され、さらに十八年六月、旭村の全域を加えた区域に変更された。その後、二十九年四月、鳥栖町ほか一町三村が町村合併して市制を施行し、鳥栖市全域を都市計画区域とした。

四十四年六月施行の都市計画法の改正により線引きの検討を行い、基山町を合わせた鳥栖基山都市計画区域とし、鳥栖市・基山町それぞれの行政区域全域の面積九、三八五haとなつた。

△伊万里市▽

昭和十一年八月、伊万里町が法適用の指定をうけたが、十三年三月、伊万里町、大坪村、二里村、東山代村の一部、山代町の一部、黒川村の一部の区域をもって伊万里都市計画区域とした。二十九年四月、伊万里町ほか一町七か村が合併して市制を施行したのに伴つて、全市区域面積二万五、二四七haに変更された。その後、区域の見直しにより四十七年八月区域面積一万一、〇八八haとなつた。

都市計画法適用都市の現況表

都市計画区域名	市町名	行政区域		都市計画区域		当初法指定	最終区域指定	
		面積	人口	適用区域	(用途地域)面積	(用途地域)人口		
佐賀	佐賀市	10,368ha	152,258人	市の全域	(2,118)ha 10,368	(104,300) 152,258	3. 9.10	46. 7. 5
	諸富町	1,220	11,418	町の全域	(228) 1,220	(6,926) 11,418	46. 7. 5	46. 7. 5
	大和町	5,513	16,864	町の一部	(220) 2,841	(6,375) 14,965	35. 7. 8	46. 7. 5
唐津	唐津市	12,643	75,224	市の第一部	(1,333) 12,503	(57,162) 74,134	7.10.28	31.11. 2
	浜玉町	5,207	10,362	町の一部	(89.8) 268	(4,357) 5,282	7.10.28	31.11. 2
鳥栖基山	鳥栖市	7,183	50,732	市の全域	(1,536) 7,183	(39,472) 50,732	10. 6.12	48.11.21
	墓山町	2,202	11,023	町の全域	(299) 2,202	(5,412) 11,023	44. 5.20	48.11.21
伊万里	伊万里市	25,287	60,914	市の第一部	(473.6) 11,088	(15,293) 46,317	11. 8.28	47. 8.11
鹿島	鹿島市	10,897	34,556	市の第一部	(545) 2,342	(16,216) 25,402	11. 8.28	47. 8.11
武雄	武雄市	12,896	34,250	市の第一部	(606) 6,529	(19,860) 26,514	12.10. 1	47. 8.11
多久	多久市	9,716	25,533	市の第一部	4,277	21,151	24. 3.26	47. 8.11
嬉野	嬉野町	8,041	19,444	町の第一部	4,568	17,317	11. 8.28	47. 8.11
三田川	三田川町	1,085	8,704	町の全域	1,085	8,704	18. 2.24	36. 4. 1
有田	有田町	2,674	14,826	町の全域	2,674	14,826	22.12.26	29. 4. 1
	西有田町	3,868	8,198	町の全域	3,868	8,198	22.12.26	29. 4. 1
相知	相知町	6,520	10,621	町の全域	6,520	10,621	24. 2.26	24. 3.26
呼子	呼子町	735	7,064	町の第一部	429	5,211	24. 3.26	44. 5.20
小城	小城町	4,129	14,146	町の全域	4,529	14,146	25. 9.12	25. 9.12
神埼	神埼町	3,928	16,514	町の全域	3,928	16,514	29.10. 2	47. 8.11
白石	白石町	3,946	15,725	町の第一部	2,448	10,762	31. 7.12	31. 7. 2
牛津	牛津町	1,338	8,055	町の全域	1,338	8,055	31.12.11	31.12.11
合計	7市14町	139,796	606,431	—	92,208	(275,373) 553,550	—	—

資料：都市計画課

△鹿島市▽

昭和十一年八月、鹿島町が法適用の指定をうけ、十三年三月、鹿島町、鹿島村、浜町、古枝村の区域をもって鹿島都市計画区域とした。二十九年四月、鹿島町ほか一町三村が合併し、市制を施行してから鹿島市全域が都市計画区域となり、さらに三十年三月、区域面積は一万八九七haとなつたが、その後、区域の見直しにより四十七年八月区域面積二、三四二haとなつた。

△武雄市▽

昭和十二年十月、武雄町が都市計画法適用の指定をうけ、武雄町全域が都市計画区域となり、二十九年四月、武雄町ほか六か村が合併して市制が施行され、武雄市全域面積一萬二、八九六haとなり、その後、区域の見直しにより四十七年八月区域面積六、五二九haとなつた。

△多久市▽

昭和二十四年三月、北多久町が法の適用をうけ、同年四月、北多久町の行政区域がそのまま都市計画区域に決定された。二十九年五月、北多久町ほか四村が合併し多久市となつたことから、都市計画区域は自動的に多久市全域となり、区域面積は九、七一六haとなつた。その後、区域の見直しにより四十七年八月区域面積四、二七七haとなつた。

(二) 市街化区域および市街化調整区域

昭和四十四年から施行された新都市計画法により、無秩序なスプロールを防止し、計画的な市街化を段階的に進めるために、市街化の促進をはかるべき市街化区域と、開発を抑制すべき市街化調整区域が設定されることになった。市街化区域は、既成市街地とおむね一〇年以内に優

先的また計画的に市街化をはかるべき区域であり、公共投資や土地利用の計画を積極的にすすめるが、市街化調整区域では開発を抑制し、開発行為に制限を加えられることになっている。

本県では、佐賀都市計画区域と鳥栖基山都市計画区域が、政令により四十四年七月指定され、市街化区域および市街化調整区域の区分が行われた。

佐賀都市計画区域 この都市計画区域の範囲は、佐賀市・諸富町の全

域と、大和町の一部を含む。総区域面積は一万四、四二九haとなつている。市街化区域の規模としては、人口・産業の見通しにもとづき、また市街化の現況および動向を勘案し、区域面積は、佐賀市二、一一八ha、大和町二二〇ha、諸富町二二八haの合計二、五六六haとし、区域内に収容すべき入口は、総人口一六万二、〇〇〇人とした。

区域の配置は、佐賀市については人口集中地区を中心に、これに隣接する既成市街地を含め、さらに住宅地として今後新たに開発すべき区域として、国道二六三号線と多布施川にかこまれた高木地区、県道佐賀川久保鳥居線周辺の高木瀬地区、既成市街地と環状西線に囲まれた八戸地区、および南部の本庄地区のそれぞれ一部を加えて設定した。

大和町については、国道二六三号線と県道小城北茂安線との交差点付近の既成市街地を中心として設定し、また、諸富町については、国道二〇八号線および県道大川鹿島線に連絡する既成市街地を中心にして設定した。

市街化調整区域の大部分は、現在良好な水田地帯を形成しており、しかもそのほとんどの区域が、現在国営事業で行われているかんがい排水事業の受益区域であり、その他農業投資が従来から盛んに行われてきて

いる。従って、本区域の多くは優良水田地帯であり、今後とも農業上の土地利用が継続されるものとして、さらに農業基盤の整備を促進し、農業生産の高度化、環境の保全に努めるものとした。

大和町川上周辺の県立自然公園を中心とする自然景観地は自然地として保全し、佐賀市千布南部および大和町南部一帯・北修理田地区は浸水地域であり、当面市街化を抑制し保全することとした。

鳥栖基山都 この都市計画の区域の

市計画区域 範囲は、鳥栖市・基山町の行政区域全域で、その面積は九、三八五haである。市街化区域の規模としては、人口・産業の見通しにもとづき、また市街化の現況・動向を勘

素し、区域の面積は、鳥栖市一、五三六ha、基山町二九九haの合計一、八三五haとし、域内に収容すべき人口は、総人口八万人とした。

区域の配置は、鳥栖市の人口集中地区を中心にして、これに隣接する既成市街地を含め、さらに住宅地としては壹方町周辺、工業地としては鳥栖市南部の藤ノ木地区など、将来計画的に開発すべき地域を含めて設定した。また、基山町については、基山駅周辺の既存集落を中心に、主として鳥栖市との結びつきを考慮しながら、住宅地や工業地として計画

する。

的を開発すべき高島地区・長野地区・小倉地区などを含めて設定した。

この都市計画区域は佐賀穀倉地帯の東部に位置し、山間都市街化調整区域の大部分は、良好な水田地帯を形成しており、農業生産の土地利用が継続されるものとして、農業基盤の整備をはかり、農業生産の高度化、自然環境の保全に努め、農業との調和のとれた都市づくりをはかるとした。また、北部に位置する九千部山および河内ダム周辺は、都市環境上特に保護すべき地域であり、すでに基山県立自然公園に指定されており、積極的に自然環境の保全をはかることとした。

(三) 地域地区の指定

都市計画法による地域地区の指定は、建築等の土地の利用に一定の制限を加えることにより、都市環境を維持し、機能を高めようとする制度である。

用途地域 これは、土地利用計画に沿い、市街地の各地域に適した類似の用途のものを集め、同時に地域にふさわしくない用途のものを排除し、用途の純化により市街地の合理的な利用をはかるうとするものである。

用途地域には、主として住居の環境を保持する住居地域、近隣の住宅地の住居に対する日用品の供給を行う商業その他の業務の利便のための近隣商業地域、主として商業その他の利便を増進する商業地域、主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進する準工業地域、主として工業の利便を増進する工業専用地域などがある。県内で、現在用途地域を指定しているのは、佐賀・鳥栖基山・唐津・伊万里・鹿島・武雄の各都市計画区域である。

第9章 生活環境の整備

用途地域決定状況総括表

昭和51年3月31日現在

都市計画区域名	都市計画区域面積	第1種住居専用地域	第2種住居専用地域	住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	用途地域合計	市街化区域面積
佐都鳥唐伊鹿武	14,429 9,385 12,771 11,088 2,342 6,529	ha 234 61 557 163 75 49	ha 312 643 426 223 266 133	ha 1,285 27 35.9 6.9 8 27	ha 131 63 81 16 20 41	ha 163 520 100.9 30 47 17	ha 324 247 35 9.7 12 —	ha 83 62 88 — 49 —	ha 34 — — — — —	ha 2,566 1,835 1,422.8 473.6 545 606	ha 2,566 1,835 — — — —

資料：都市計画課

佐賀都市計画区域は、昭和十三年三月、佐賀市について面積九三二・六haが指定され、二十六年六月工業地域を追加し、住居・商業地域に変更し、面積九一六・六haとなつた。さらに、三十二年十二月に準工業地域の一部を商業地域に変更し、四十三年四月に人口増加と産業の発展を勘案し、土地利用計画を再検討した結果、地域を拡大し面積一、八二八・五haに変更した。四十六年七月には佐賀都市計画区域の変更に伴い、諸富町・大和町を加え、市街化区域全域について用途地域を指定し、面積は二、五六六haとなつた。

唐津都市計画区域は、昭和二十五年七月面積三

六月工業地域を一部準工業地域に変更し、面積九一六・六haとなつた。さらに、三十二年十二月に準工業地域の一部を商業地域に変更し、四十三年四月に人口増加と産業の発展を勘案し、土地利用計画を再検討した結果、地域を拡大し面積一、八二八・五haに変更した。四十六年七月には佐賀都市計画区域の変更に伴い、諸富町・大和町を加え、市街化区域全域について用途地域を指定し、面積は二、五六六haとなつた。

鳥栖基山都市計画区域は鳥栖市について、昭和三十八年十一月面積八七九・八haが指定され、四十一年五月には都市計画街路の計画変更に伴い、総面積の変更はないが、各地域間の一部修正が行われ、同年十一月には企業立地に伴って、工業地域・住居地域を拡大する必要を生じたため、面積を一、一七九・七haに変更した。四十八年十二月には鳥栖基山都市計画区域の変更に伴い、市街化区域全域について用途地域を指定することにし、見直しの結果、面積は一、八三五haとなつた。

伊万里都市計画区域については、四十七年十一月、面積四七三・六haを指定し、鹿島都市計画区域については、四十八年三月面積五四五haを指定した。また、武雄都市計画区域については、四十三年四月、面積三七五haを指定し、四十八年十二月住居地域を一種二種住居専用地域と居住地域に区分し、拡大して面積を六〇・六haに変更した。

特別用途地区 これは、用途地域内においてその用途地域を補完し、特別の目的から土地利用の増進、環境の保護などを図るため定めるものである。用途地域としての制限のほか、地方自治体の条例によって建物の用途などについて、地区の特性に応じた規制が行われ、特別工業地区・文教地区・厚生地区・観光地区などの種類がある。

県内では、特別用途地区を定めているのは、佐賀都市計画区域で、四十八年十二月佐賀市において、教育文化施設が集中している城内・中の小

路などの地区で、とくに環境を保全する必要があるため、文教地区として面積一三二haを指定した。また、流通関連業種の集団立地を図るため、鍋島地区に第一種・二種の特別業務地区として面積三五haが、そのほか主要幹線道路に沿道サービス施設を集中立地させるために、環状西線および国道三四号線（北部バイパス）の沿道の一部、国道二〇八号線（南部バイパス）の沿道の一部が、第三種の特別業務地区として面積六八haが指定されている。

諸富町ではノリ養殖の関連で、特別業務地区として面積二三haが指定されている。

防火・準防火地域 市街地における火災の危険を防除するため、建築物を構造面から規制するもので、地域による集団的な指定を原則として定める地域である。

県内の指定状況は、防火地域については佐賀市で、昭和三十五年三月唐人町と中央大通り周辺の面積一・七二haを指定している。

準防火地域については、佐賀市で昭和二十四年八月面積四五九・六ha、鳥栖市で四十九年三月、面積六七ha、唐津市で二十五年九月面積三〇〇ha、伊万里市で四十七年十一月面積五八・六ha、鹿島市で四十八年三月面積七七haがそれぞれ市の中心部周辺について指定されている。

防火地域および準防火地域決定状況 昭和51年3月31日現在

都市計画 区域名	都市名	防 火 地 域		準 防 火 地 域	
		指定年月日	面 積	指定年月日	面 積
佐 賀	佐 賀 市	昭和35. 3.29	1.72ha	昭和24. 8.29	459.6ha
鳥栖基山	鳥 住 市			49. 3. 1	67.0
唐 津	唐 津 市			25. 9. 8	300.0
伊 万 里	伊 万 里 市			47.11. 6	58.6
鹿 島	鹿 島 市			48. 3. 1	77.0
計			1.72ha		962.2ha

資料：都市計画課

風致地区 都市の自然風致を主体とする景観を維持するために定められる地区で、県の条例により建築物の建築、宅地の造成、竹木の伐採その他の行為について、必要な規制が行われている。

県内では、佐賀市で昭和二十五年七月神野公園地区面積一五ha、松原公園地区面積八ha、計二地区・面積二三haを指定した。唐津市では、二十五年七月舞鶴公園地区面積九ha、虹の松原地区面積二四七ha、鏡山公園地区面積六〇ha、唐津ゴルフ場地区面積二二・二ha、計四地区・五六・二haを指定したが、三十六年三月舞鶴公園地区三・五ha、虹の松原地区一九三・五ha、鏡山公園地区三四八・六ha、唐津ゴルフ場地区二二

ha、鳥栖市で四十九年三月、面積六七ha、唐津市で二十五年九月面積三〇〇ha、伊万里市で四十七年十一月面積五八・六ha、鹿島市で四十八年三月面積七七haがそれぞれ市の中心部周辺について指定されている。

臨港地区 効率的な港湾の運営を行うため、港湾施設の用に供される用地で、港湾の管理運営に必要な最小限の区域を指定するもので、唐津市では昭和四十一年三月、商港区、工業港区、漁港区、特別物資港区、保安港区について、面積三五・三haを指定した。

また、同じく伊万里市で、商港区、工業港区、漁港区について、面積二九・五haを指定している。

(四) 土地区画整理事業

第二次世界大戦後、全国各地で戦災をうけた都市の復興については、戦災復興院が設置されて、復興計画の立案・事業の推進をはかることになった。これらの事業の実施は、昭和二十一年十月に、特別都市計画法

第9章 生活環境の整備

が制定され、東京都ほか二五都市が戦災都市として指定をうけ、復興事業はその緒についた。

本県では戦災の規模が小さかったため、これに該当するにいたらず、戦災復興事業は行われなかつた。その結果、旧来からの家屋が密集した不良市街地が難然と拡がり、その後の都市計画、とくに土地区画整理事業の推進には一つのあい路となつた。

その後、戦災復興土地区画整理事業の大部分が終了するに伴つて、三十一年度を初年度として、既成市街地の改造を主目的とした都市改造事業が盛んに行われるようになつた。佐賀市の神野土地区画整理事業がこの例である。また、市街地周辺の開発による宅地造成を目的とした宅地開発土地区画整理事業も行われてきたが、県内では伊万里駅前、武雄駅南などがある。

近年における産業の都市への集中化に伴い、無秩序な開発による市街地のスプロール化が進行し、都市環境を阻害している状況の中で、良好な宅地の確保と、公共施設の整備により、健全な市街地の造成をはかるための土地区画整理事業は、その重要性がますます高まりつつある。こうした情勢の中で、本県内における状況は、五十一年三月現在で、都市計画決定した区域面積は三六四・一haで、そのうち施行済み区域面積は六三・三ha、現在施行中の区域面

昭和51年3月31日現在

都市計画区域名	名称	施行者	面積	区域決定年月告示番号	認可年月日	減歩率		施行年度	摘要
						公共	合算		
佐賀	神野	市	ha 110.3	31.10.8 建告第1596号	32.5.4 建告第184号	15.8	18.4	35~53	I工区換地処分 33.3ha51.9.8
ク	西神野	組合	34.5	48.11.9 県告示第566号	49.1.28 県告示第26号	21.1	25.3	48~54	
ク	八戸溝	共同	10.2	—	50.7.2	19.3	37.0	50~51	52.3.2 換地処分公告
唐津	浜玉町砂子	組合	2.7	—	43.6.15	19.6	40.4	43	
鳥栖基山	鳥栖	—	79.6	33.3.25 建告第428号	—	—	—	—	
伊万里	伊万里駅前	市	4.0	26.6.16 建告第622号	27.2.4 建告第23号	20.0	20.0	26~31	
ク	山代	—	24.4	26.6.16 建告第623号	—	—	—	—	
ク	八谷搦	—	14.3	33.3.25 建告第480号	—	—	—	—	
ク	伊万里駅南	組合	14.2	—	50.2.14	14.0	23.3	49~51	51.12.27 換地処分公告
武雄	武雄第一	—	6.6	26.6.16 建告第621号	—	—	—	—	
ク	武雄駅南	市	24.0	43.4.20 建告第1205号	45.2.27	17.0	23.0	44~50	50.4.9 換地処分公告
三田川	三田川	—	25.3	31.10.6 建告第1575号	—	—	—	—	
有田	有田	町	3.3	26.9.15 建告第861号	32.7.15 建告第913号	14.2	16.9	32~37	
ク	天神原	共同	2.5	—	50.4.23	19.6	41.2	50	51.1.17 換地処分公告
嬉野	第2	町	8.2	29.3.17 建告第199号	29.12.1 建告第1083号	15.0	27.0	29~33	
ク	第3	町	11.9	31.10.6 建告第1571号	32.10.14 建告第421号	8.0	16.0	32~42	
ク	第4	町	11.9	36.3.17 建告第2439号	38.2.26 建告第264号	11.5	17.3	37~48	
ク	第5	町	5.8	45.9.29 町告示第26号	47.2.10	23.6	30.6	46~51	
	合計		393.7						

資料：都市計画課

積は一五〇・六haとなつてゐる。

県内の主なものとしては、二十六年六月に伊万里町の伊万里駅前地区面積四haと、山代町面積二四・四ha、武雄市の武雄第一地区面積六・六ha、有田町の有田地区面積三・三haの区画整理事業が計画決定された。

伊万里駅前地区については、市施行により二十六年から三十一年度まで事業を完了した。山代地区については、石炭産業の華やかな時代の要請に応えて計画されたものであるが、炭鉱の閉山に伴う情勢の変化によって、地域住民の対応も困難となり、現在まで着工に至っていない。

武雄市の武雄第一地区については、計画決定当時は区域内に約四〇%の遊休農地があり、建物も旧家で老朽化したものが多く、区画整理による宅地の利用増進が期待されたが、機が熟さい間に市街化が進み、国道三四号線バイパスの開通など情勢が変化し、駅南部の開発が、より必要となってきたため、計画が中断された形となつてゐる。

つぎに二十九年三月には嬉野町第二地区が計画決定され、区域面積八・二haを二十九年度から三十三年度まで、町施行により事業が完了している。三十一年十月には、佐賀市神野地区、三田川村三田川地区、嬉野町第三地区がそれぞれ計画決定された。

佐賀市神野地区は区域面積七九haで、佐賀駅北部の開発を目的としたもので、三十五年度に着工したが、その後、国鉄長崎本線の鉄道高架化の計画が決定したため、この事業計画に合わせ区域を旧佐賀駅周辺を含めあらたに工区を設定することにし、区域面積を八三haに変更した。さらに四十七年二月、鉄道高架化計画とともに、貨物基地を鍋島地区に移転させるために、鍋島駅南部を第三工区とし、区域面積二七haを追加して、総区域面積一一〇haに変更し、現在事業を継続施行中である。

三田川町三田川地区は、区域面積一五・三haで計画決定されたが、自衛隊日達原補給処の設置に伴い、関連企業や店舗の急激な増加により家屋が密集し、事業の実施が困難となり、現在まで着手されていない。嬉野町の嬉野第三地区は、区域面積一一・九haを町施行により、三十一年度から四十二年度まで事業が完了してゐる。

三十三年三月には、鳥栖市の鳥栖地区面積七九・六haが計画決定されたが、地域住民の同意が得られないまま市街化が進み、事業実施が困難となりまだ着手されていない。また、伊万里市の八谷揚地区の面積一四・三haについては、石炭が基幹産業として将来発展することを期待して、三十三年三月計画決定され、三十四年度から五か年計画で施行の予定であったが、事業着手にいたらぬうちに三十七年ごろから石炭産業が衰微し、反面、木材合板の企業立地に伴い、工業地域が移動したため、当地区の事業効果がうすくなり、未着手のままとなつてゐる。

三十六年三月には、嬉野町第四地区面積一一・九haが計画決定され、町施行により三十七年度から四十八年度まで事業が完了してゐる。次に四十三年四月武雄市の武雄駅南地区面積二四haが計画決定され、市施行により四十四年度から五十年度まで事業が完了してゐる。また、四十五年九月に、嬉野町の嬉野第五地区面積五・八haが計画決定され、町施行により四十六年度から着工し、現在事業を継続施工中である。

四十八年十一月には、佐賀市西神野地区面積三四・五haが計画決定された。この地区は、佐賀競馬場の跡地を主体に、その周辺を含む地域で、組合施行により四十八年度から着工し、現在事業を継続施工中である。

(五) 公園緑地の整備

公園緑地は、都市にける生活環境の複雑・多様化、住宅の細分化などに伴つて、ますます市民の慰安福祉の施設として重要性を増している。また、空地保存による公害・災害防止の施設として、とくに最近では、健康とレクリエーションのための施設としても注目されてきた。

わが国の都市公園（都市計画区域内において、都市施設として國または地方公共団体が設置する公園・緑地）の整備状況は、一人当たり公園面積三・四^m（昭和五十年度末現在）で、歐米の主要都市にくらべてかなり低い水準にとどまっている。都市に緑と空間を確保することは、生活環境の改善のための重点施策として、四十七年六月に都市公園整備五ヵ年計画が策定され、五十一年度末までに、一人当たり公園面積を四・二^mまで引き上げることになった。

公園整備の状況をみると、まず最初に都市公園として計画決定されたのは、二十七年有田町の白磁ヶ丘公園であった。その後、二十八年に佐賀市の中央公園、唐津市の東の浜海浜公園・舞鶴公園・鳥島自然公園、三十二年には小城町の小城公園、唐津市の鏡山公園ほか、佐賀市の三溝・大溝・新家・草場児童公園など、次々に計画決定された。五十一年三月現在、計画決定公園数六七か所、面積にして約二九〇haとなっている。なかでも、伊万里の国見台公園、鳥栖市の市民公園、武雄市の白岩運動公園、多久市の中央公園は、五十一年に開催された第三十一回国民体育大会の会場としてその一部が使用されるなど、これら的一部開設を含め、供用開始している公園は、四八か所・面積にして約二七四haである。

これは県内都市計画区域内人口の一人当たり公園面積四・九^m（全国平均一人当たり公園面積三・四^m）にあたる。

最近の自動車の激増による交通戦争から子供を守るために、レクリエーションの場としての児童公園（児童を対象とし、主として遊戯施設を設けた標準面積〇・二ha程度の公園）の整備がとくに急がれ、四十一年の唐津市の二タ子、妙見、大島児童公園などを始めとして、各市町で次第に整備がすすめられてきたが、適当な位置に空地が少なく、市街地内では用地費に多額の予算を要することや、国庫補助の制約などがあい路となつて、必ずしも計画どおり進んでいない。

県立公園としては、城内公園、森林公園があり、現在整備中である。佐賀地区は、比較的自然環境に恵まれているところであるが、平野部における森林は少なく、佐賀市の中心部に城内公園、西部の一角に森林公園が整備されることはあるものである。

県立城内公園 この公園区域は、藩政時代の佐嘉城趾の一部を公園化したものである。佐嘉城は平城であったとされおり、その広さは明らかでないが、城郭の周囲の北、西、南の各堀と城内の楠の木に、その面影をとどめている。昭和二十八年、面積五・五haで佐賀市の管理する中央公園として発足したが、その後経済の変動・時代の要請により、三十六年にその名称を城内公園に改め、面積も二三haに変更して、市から県の管理に移された。

園内には、県体育館、県立図書館が建設され、その周辺の庭園化、芝生の広場、噴水などの整備を行い、四十五年には公園面積を二七・一haに拡張した。また、雑草が繁茂した南堀・西堀をしゅんせつして、水の流れを良くするとともに、このしゅんせつ土を利用して周囲に廻遊式園路

都市公園一覧表

都市名	公園名	計画決定		供用面積 (51年3月31) (日現在)
		面積 (ha)	年月日	
佐賀市	公園	27.1	28. 3.31	25.6
	公	0.26	32. 7.15	—
	内	1.00	32. 7.15	—
	溝	0.29	32. 7.15	3.3
	溝	0.12	32. 7.15	5.0
	家	3.30	32. 7.15	—
	場	5.60	34. 1.24	10.9
	池	0.25	38. 8. 2	0.22
	野	18.30	45. 1.19	0.16
	藤	0.22	47.11. 2	—
唐津市	林	0.16	47.11. 2	—
	小	0.36	49. 7. 5	—
	江	0.17	50. 2.26	45.18
	代	57.13		
	計			
東の浜海浜公園		17.2	28. 3.31	16.6
	舞鶴海浜	19.8	28. 3.31	19.4
	鳥島自然	5.5	28. 3.31	5.4
	山	23.0	32. 7.15	14.6
	鏡	0.17	32. 7.15	—
大手口児童	大手口児童	0.08	41. 5.13	0.08
	町			
栄	鳥島自然			
	町			

資料：都市計画課

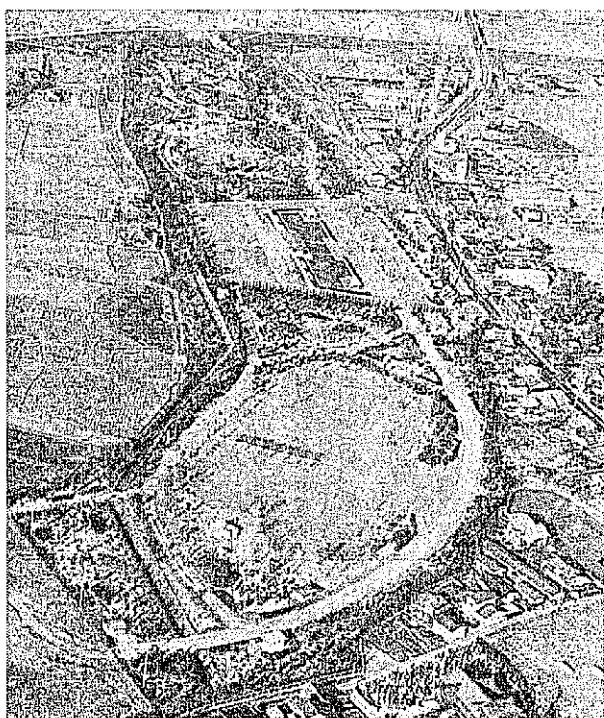
を設け、一部には遊園地広場、噴水のほか、県立博物館などの施設がある。園路の造成に当たっては、この公園が、城趾公園という歴史的性格を有することから、現存樹木の保護はもとより、お濠の幾何学的な線型を生かしながら、園路の配慮計画をたてるとともに、護岸工事についても、自然環境に適応した玉石張を使用するなど、技術的にも配慮を加え、現在なお工事を継続施工中である。

県立森林公園 この公園は、佐賀市の中心部から西へ約6kmの地点にあって、蛇行した嘉瀬川のショートカットにより生じた廃川敷を利用し、明治百年記念事業の一環として着手した。

当初は、この廃川敷を南北にほぼ二分し、南部は林業試験場建設予定地として残し、北部を公園用地として、四十五年に面積約10haを都市計画公園として計画決定し、四十七年には、「中央広場」、「県民の森」、

「県民の広場」を完成し、一般県民に使用を開始した。中央広場には、当公園のシンボルモニュメントとして、近代日本の基盤を築いた明治維新の先賢の偉業をたたえるとともに、近年の経済成長がもたらした自然環境の破壊、生活環境の悪化など、公害問題に対する反省と、将来への限りない希望と平和への祈りをこめて、「森の幻想」と題した彫像が建てられている。

その後、南部に予定されていた林業試験場の建設計画が変更されたため、廃川敷全域を森林公園とすることになり、南部を四十七年追加決定し、二期工事として、区域全体を一体とし、大衆的な動的利用を加味した樹林地と広場を設け、あずま屋、ペーロ、野外卓、池などの施設を配し、県民の情操教育に資するとともに、とくに青少年の保健と体育向



森林公園（佐賀市）

上に役立つよう、現在工事を継続施行中である。

(4) 開発許可

昭和四十三年六月に制定された、新都市計画法により、開発許可制度が創設された。この制度は、段階的または計画的に市街化をはかつてゆくとする、都市計画の理念をうけて、市街化区域および市街化調整区域における開発の規制を行うものであった。施行されて約五年を経過した

四十九年には、都市計画法、建築基準法が一部改正され、この開発許可制度も、五十年四月大幅な改正が行われ、適用地域および開発行為の範囲が拡大された。

この制度により、宅地造成などの開発行為、および市街化調整区域における建築行為は、原則として知事の許可が必要であり、特殊なケースについては、県開発審査会の議を経ることとされている。

県内においては、佐賀都市計画区域（佐賀市・諸富町・大和町の一部）が、四十六年七月六日告示により、また、鳥栖基山都計画区域（鳥栖市・基山町）が、四十八年十二月一日告示により、市街化区域および市街化調整区域に設定され、開発行為の規制を行つてきている。また、市街化区域および市街化調整区域が設定されていない都

開発許可状況

年度	佐賀鳥栖基山都計画区域		その他の市街化区域	
	申請件数	面積 ha	申請件数	面積 ha
46	44	15.6	—	—
47	73	26.7	—	—
48	123	64.7	—	—
49	123	73.5	—	—
50	125	30.0	8	161.9
計	488	210.5	8	161.9

資料：都市計画課

市計画区域においても、都市計画法の一部改正に伴い、三〇〇〇年以上の開発行為については、知事の許可を要することになっている。

四 自然保護

(1) 自然保護

自然保護行政の歴史は、比較的浅い。本来、自然は人間をはじめ生物の母胎であり、厳密で微妙な法則を有しつつ調和を保っている。人間は太陽・大気・水・大地・動植物等とともに自然を構成し、自然を生かすことによって、文明を築きあげてきた。しかるに、人間は文明の向上を追うあまり、自然のしくみの微妙さを軽んじ、自然は無尽蔵であるという錯覚から資源を浪費し、自然の調和をそこなってきた。この傾向は戦後の復興に続く三十年代後半からの経済の高度成長時代にとくに著しく、自然界における生物生存の諸条件はいたるところでバランスが壊され、自然環境は急速に悪化した。

このような情勢から、国では四十六年に環境庁が設置され、公害関連の諸法案や自然保護法案の国会提出が計画されたので、県においても、四十六年十二月、自然保護に関する施策の推進をはかることを目的として、県自然保護条例を制定した。翌四十七年三月には県自然保護審議会委員二十人が任命され、第一回の審議会を開催、当面、問題になつてゐる事項が協議された。

一方、国でも、自然環境の適正な保全を総合的に推進することを目的として、四十七年六月自然環境保全法が公布された。これらの国の動き



湿原（七山村）

にあわせて、県も四十七年八月、従来の厚生部環境保全対策室が環境保全局に改編され、同時に、環境整備課の中に自然保護係が新設されて、自然環境保全法関係の事務と鳥獣保護事務を分掌することになり、鳥獣行政についても、自然保護行政の中の一環としての色彩が強く打ち出された。

また、新法と整合性をもたせるため四十八年三月旧条例を全文改正して、県自然環境保全条例が公布され、十二月には新条例による県自然環境保全審議会委員（五人が任命された。

これと並行してかねて県自然保護審議会から保護施策が要請され、いた七山村の轍原湿原の湿地植物については、道路の開通等により早急な保護対策が必要となつた。このため、新条例により県自然環境保全地域として指定し、特別地区を設定するには湿地の公有化が望ましいことから、十二月に、三万五、九一六畠を買収した。翌四十九年三月には、巡視道路六六五畠を新設するとともに、盗採予防・見学者指導等のために地元住民二人に巡回を依頼した。

また、県自然環境保全審議会の答申を得て、四十九年一月県自然環境

保全地域特別地区の指定について環境

庁長官と協議し、その結果五十一年三月県自然環境保全地域に指定し、ここ

が誕生した。この保全地域は普通地区一一三ha、特別地区八haで、保護されるべき貴重な湿地植物はミツガシワ

・サギソウ・トキソウ・オオミズゴケ等である。

さかのぼって、四十八年には自然環境保全法に基づき、わが国における自然環境の現況を把握するとともに、全国的な自然環境保全施策推進の基礎資料

とするため、第一回の自然環境保全調査（別名・緑の国勢調査）が実施され

た。その結果は次表のとおりで、自然林、自然草原の占める割合は全国平均の約十分の一と非常に低く、逆に農耕地の占める割合は全国平均の約二倍と高くなつていて、平坦部農業県としての特色がでている。

(二) 鳥 獣 保 護

鳥獣行政は、保護と狩猟に大別される。狩猟行政についての歴史は古く、最初の法制化は明治六年の太政官布告による「鳥獣獵規則」である。その後幾多の改正を経ながら明治二十八年には狩猟法がはじめて法律として公布され、大正七年の改正では野生鳥獣は一般に捕獲を禁じ、

自然度	植生自然度表					単位：%
	1 市造 街成 地地	2 農 耕 地	3 二 次 草 原	4 造 林 地	5 二 次 林	
全 九 佐	國 州 賀	3.1 3.4 2.5	24.2 29.0 50.8	3.5 3.8 0.3	20.8 31.0 27.4	22.8 25.5 16.6

資料：環境整備課

指定した鳥獣のみを狩猟の対象とするという現在のような制度に改められ、野生鳥獣保護啓発の大きな進展をみた。

第二次大戦後アメリカの占領行政下に入り、G H Qは野生鳥獣の密度の低いことに驚き、日本政府に対し野生鳥獣の保護と狩猟の規制を強く指示した。このため、狩猟鳥獣の種類、一人一日当たり捕獲数・獵具の制限、罰則に懲役を加えるなど相次いで規則が強化された。

県における鳥獣保護行政は、狩猟制限区の設定で最初のものは、キジの繁殖地として知られる鎮西町の馬渡島が昭和六年に有料獵区を設定して二十九年まで存続されている。なお、同島は獵区解除後、ハンターの乱獲により絶滅の危機にひんしたので、三十六年十一月から保護区が設定され現在に及んでいる。

禁猟区（現在の保護区）として古いものは虹の松原禁猟区で一八八年十月設定されているが、これは當林署からの申請により國が設定したもので、三十二年九月鏡山禁猟区設定と同時に包含されている。県として直接関係したものは、三十二年三月の黒髪山禁猟区・多良岳禁猟区・脊振山禁猟区の設定である。続いて同年九月には前記の鏡山禁猟区が設定されたが、これは四十七年唐津銃獵禁止区域の設定と同時に包含された。三十三年には三日月町の岡本禁猟区が設定され、続いて三十五年十月の北山ダム禁猟区、翌三十六年三月の中原県有林禁猟区と増加した。このほか、野鳥の積極的な繁殖対策として三十三年から人工ふ化によるキジの放鳥、三十七年からは巣箱の設置が始まられ、徐々にではあるが数量をふやしながら現在まで続いている。野鳥の繁殖に成果をあげている。

このように戦後の鳥獣保護思想の啓発を背景として二回にわたる法改正が行われたが、取り締まり重点に傾き、積極的な野生鳥獣の保護繁殖施

策までは至らぬままであった。一方、山野の開発、農村の都市化などを天然自然の環境を変更する行為は急テンポで進行し、農村・都市を問わず、野生鳥獣の姿は次第にその影をひそめてきた。そこで國では三十八年三月法律の大幅改正を行い、名称も六七年間にわたる狩猟法から、鳥獣保護および狩猟に関する法律に改められた。

保護事業の強化

県では、三十八年十一月に鳥獣審議会委員として学識経験者から一〇人、関係行政機関から五人、計一五人が任命された、鳥獣保護員二二人が県内に配置され、保護を推進するための体制が整備された。そして三十九年度から四十二年度までの三か年にわたる第一次県鳥獣保護事業計画が策定された。この計画に基づいて三十九年十



キジ放鳥

月には九千部山鳥獣保護

区が設定され、翌四十年の五月には県鳥を一般に公募し、天然記念物でもあるカササギが指定された。

また、法違反の取り締

まりも強化され、検挙件数は三十九年度の三〇件が四十年度は七五件と増加している。一方、経済の高度成長の波にのって国民生活の安定に従い、狩猟免許者の数も三十六

年度一、九二一人、四十年度二千、七八七人と増加の一途をたどっている。

第一次保護計画に続いて、第二次保護計画は四十二年度を初年度とし、四十六年度までの五か年計画として策定されたが、内容は第一次計画とほぼ同様のものである。日ノ隈山鳥獣保護区はこの計画に基づいて四十二年に設定された。

また、この年の十一月には、報道で北山ダムに飛来するカモ類が餌不足で困っているということを知った唐津市高島小、中学校の児童・生徒が同島に繁茂しているマテバシイの実を拾い集めて送り届けてくれたが、このことは以後現在まで一〇年間毎年定期便として続けられ、愛鳥精神涵養のよき教材としての意義は大きく、自然保護思想の普及啓発に大きな功績をあげている。県でも、四十五年度から北山ダムに飛来する数千羽のカモ類のために、佐賀野鳥の会に委託して給餌することになり、現在まで継続している。

第二次保護計画は四十六年度で終了するので、続いて第三次計画として四十七年度を初年度とし五十一年度までの五か年計画を策定した。本計画の特徴としては、国の基準に従って保護区の数を林野面積一千万haに一か所(三〇〇ha以上)設定することである。この計画に基づいて四十八年十一月には脊振山鳥獣保護区の中でクスの原生林が寄生し、野鳥の宝庫といわれる権現山三〇haを、県内ではじめての特別地区として指定して、立木竹の伐採、工作物の設置など一定行為の制限をして保護繁殖をはかることになった。四十九年には天山鳥獣保護区・作礼山鳥獣保護区、五十年に北方町の高野鳥獣保護区・嬉野町の岩屋川内鳥獣保護区とあいついで新設した。

四十九年度からは北山ダムに続いて佐賀市の南堀端に飛来するカモ等

水鳥への給餌を県老人クラブ連合会に委託して愛鳥精神の普及とともに老人の生きがい対策として一石二鳥の効果をあげている。

五十年度末における鳥獣保護区は、次のとおりである。

保護区名	主たる所在地	面積(ha)
黒髪山	西松浦郡有田町	二千二〇二
多良岳	藤津郡太良町	三、一八五
日ノ隈山	神埼郡神埼町	九七〇
馬渡島	東松浦郡鏡西町	四〇九
岡本	小城郡三日月町	三三七
北山ダム	佐賀郡富士町	五〇〇
脊振山	神埼郡脊振村	二、三一四
天山	小城郡小城町	六四一
九千部山	鳥栖市	一、〇四二
作礼山	東松浦郡厳木町	五〇五
高野	杵島郡北方町	二〇〇
岩屋川内	藤津郡嬉野町	五二三
計	一二か所	二千八二八

五 上下水道・ガス事業

(一) 上水道事業

水道は日常生活の中不可欠な施設であり、健康で快適な生活を営む基盤であるとともに、産業の発達を支える重要な施設である。

水道に関する法律は、明治二十三年に制定された水道条例が最初であり、以来昭和三十二年現行の水道法が制定されるまで、水道事業の基本法として運用されてきた。

本県における上水道は、大正四年伊万里町（伊万里市）が伊万里川の伏流水を利用し、計画給水人口一万人、一人一日最大給水量一四五升、一日最大給水量一、四五〇升で給水を開始したのが初めとされている。次いで五年には佐賀市が地下水を水源とし、計画給水人口五万人、一人一日最大給水量一二〇升、一日最大給水量六、〇〇〇升で給水を開始したが、地下水を利用した上水道事業は全国でも初めての事例であり、注目をあげた。

佐賀市の水道布設以後大正時代の水道布設はなかつたが、昭和に入り、昭和三年武雄町（武雄市）、五年鹿島町（鹿島市）続いて南川副村（川副町）、唐津市、呼子町に新たに水道が布設された。このうち、呼子町水道は産業組合（現在の農業協同組合）の經營となつており、特異な存在であった。

昭和十五年度末の水道整備状況は、水道施設七か所、給水人口七万一、〇〇〇人、二十年度末では三二施設、給水人口一二万九、九〇〇人であつた。

終戦とともに連合軍の占領政策により新たに国内の復興・再建政策が進められたが、当時は海外引き揚げ・復員などに加えて伝染病のまん延や食糧不足など国内は大きな混乱をきたした。このため衛生行政も伝染病予防などの応急対策に追われ、また各種法令の制定は地方財政の重圧となり、財政の窮乏は深刻化し、水道施設整備も困難を極めたが、復員や引き揚げによる人口増加に伴つて水道への需要が高まつた。これに対応するため水道の新設や既設水道の整備拡張が行われ、二十五年度末においては、三七施設、給水人口一三万三、八八七人、このほか、炭鉱・工場等の水道施設二五、給水人口七万六、五四二人となつた。

しかしながら、二十五年の調査による家庭用水の使用状況は、飲用水では井戸水の使用が六六%を占め、水道水は一九%にすぎず、特に神埼郡・三養基郡においては、その全部を井戸水・地表水・天水に頼つていた。

また、当時の水道は深井戸やわき水をそのまま使用する衛生上好ましくないものが六〇%と大半を占め、ろ過等の浄水処理をする施設は佐賀市・唐津市等比較的規模の大きい水道に限られるなど衛生上の問題をかかえていた。

簡易水道の整備

昭和二十七年以來、

農山村等の生活環境整備のため、国において

は簡易水道施設整備に対する国庫補助制度が設けられ、計画的な水道施設促進策がとられた。また、県も助成措

簡易水道整備状況

年度	事業実施市町村	計画給水人口	国庫補助額	県費補助額
27	嘉瀬村等	4か町村	16,137人	3,340千円
28	塩田町等	10か町村	20,504	9,460
29	北波多村等	12か市町村	5,460	11,750
30	川副町等	7か市町村	9,360	3,000
31	神埼町等	8か市町村	20,530	12,487
32	玄海町等	7か町村	9,980	13,400
33	太良町等	9か町村	13,130	13,309
34	千代田村等	8か町村	11,670	9,909
35	三根村等	8か町村	10,670	13,000

資料：環境整備課

前進し、三十五年度末現在、上水道・簡易水道・専用水道は、公私営を含めて二一八施設

・給水人口四三万一、五

八六人、普及率も四五・

八%に達した。

また、県は三十五年、

県小規模水道条例を制定

し、水道法の適用を受け

ない小規模水道について

も、施設の設置、維持管

理の適正をはかることと

した。

県営水道の設置 佐賀

平野西部の牛津町、久保

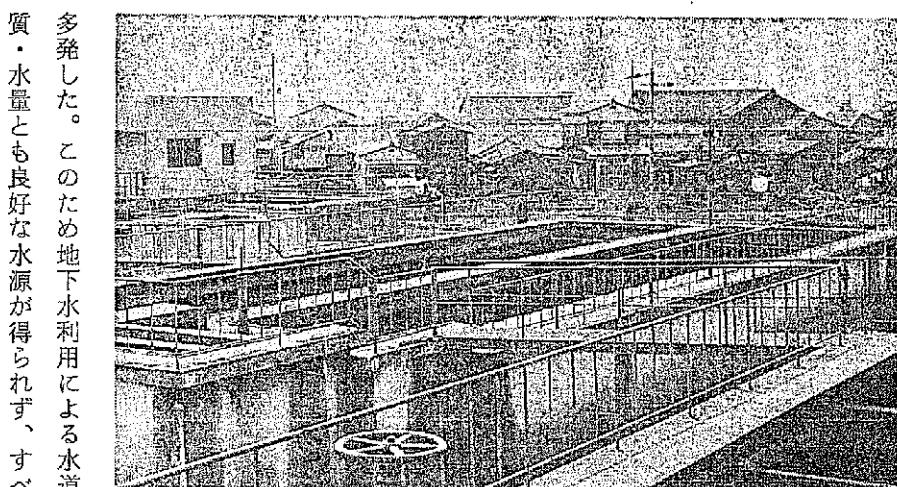
田村（久保田町）、芦刈

村（芦刈町）を中心とす

る地域では、従来農業用

水路の水を飲料とする習

慣があつたため伝染病が



県営水道で発足した西佐賀水道の沈澱池

道施設一般鉱害対策事業として水道施設を整備することにし、二十九年

二月事業認可を申請、四月に認可を得た。

計画概要は、給水区域を牛津・久保田・芦刈の三町村の全域とし、四

十七年目標の計画給水人口を二万三、三〇〇人と見込み、久保田村（久

保田町）徳万において嘉瀬川の表流水を取水し、一日最大給水量三、三

三〇 μ にするというものであった。関係三町村は県営水道三町村協議会

を結成して県の事業に協力した。県は同協議会に運営事務を委任し、三

十一年四月一部給水を開始、三十三年三月工事費約一億七、六〇〇万円

で工事を完了した。

その後、本水道の管理運営は三町村が行うことになり、三十三年八月、

三町村は西佐賀水道組合を設立し、国に対して水道事業経営認可を申請、十月に認可を受けた。一方、県は同時に県営水道事業廃止の認可を得るとともに、西佐賀水道組合と水道施設貸付契約を結んだ。この契約により組合は、五十五年までに事業費の総額を県に支払い、その完了時に施設を譲り受けることになった。

その後の運営は順調で、三十四年三日月村、三十八年福富村からの用水供給の要望がありそれぞれ分水を開始、四十一年四月には名称を西佐賀水道企業団と改め、四十六年には取水量を一日一万 μ に増加、続いて五十一年六月には企業団構成町村に、三日月町・福富町を加え五町村に改めた。

県はこれらの問題解決のため、嘉瀬川を中心とする一か町村を対象

とする県営の広域水道を計画し、二十八年二月県営水道の布設認可を申請し、三月に認可を受け十二月に起工した。ところが、一方において、

砥川炭鉱の石炭採掘の影響を受けた、牛津・久保田・芦刈の町村地域が鉱害区域として認定を受けたため、臨時石炭鉱害復旧事業法に基づき、水

道施設整備計画 上水道の整備拡充・簡易水道の新設により、水道の普及は向上し、三十五年度の普及率は四五・八%となつたが、全国の普及率五三・四%に比較するとかなり遅れており、また都市部における生活様式の高度化に伴う水需要の増加、山間地域あるいは離島の水道整

第9章 生活環境の整備

備、炭坑閉山に伴う専用水道の市町村移管等、解決のための対策が必要となつた。このため三十五年度からの県産業振興計画の実施に伴い、積極的に施策を推進することにし、三十七年には、県水道施設設置費補助金交付規則を制定し、国庫補助を受けて整備する簡易水道事業に対する助成制度を発足させた。

離島水道の整備 県内の八離島はいずれも地理的・自然的条件に恵まれず、島民の日常生活のための飲料水の確保には非常な困難があった。従つて生活用水は、塩分を含んだ井戸水・表流水・わき水・天水をそのまま使用し、また、渴水期には給水船に頼るなど、保健衛生上からも問題があり、常に伝染病やその他の疾患の危険に脅かされてきた。

離島の後進性を脱却するための基礎条件の改善、産業振興対策事業の促進等により島民生活の安定および福祉の向上をはかるため、二十八年七月離島振興法が制定された。本法による離島対策実施地域として、三十年馬渡島、小川島、三十二年に他の六島が指定を受けた。この指定により県は離島振興計画を策定し、この中で水道施設の整備に努めてきたが、離島の地理的条件から水源の確保が困難であり、整備には長期間を要した。離島で、最初に水道の完成をみたのは馬渡島で島内

離島水道整備状況			
竣工年月	島名	計画給水人口	水源
昭和32.9	馬渡島	600人	ダム
33.3	加唐島	450人	ダム
42.3	松島	160人	ダム
46.11	向島	175人	本土送水
47.7	神集島	1,100人	ダム
49.3	加部島	800人	本土送水
49.7	高島	670人	本土送水
51.10	小川島	800人	ダム

に貯水ダムを設け、これを水源として三十二年九月から給水を開始した。その後、加唐島、松島、向島等の順に整備が進み、五十一年の小川島簡易水道の完成によって一応の整備が完了することになっている。

八島のうち、神集島、高島、小川島の三島は本土から海底送水を採用したが、小川島の水道事業は本土から加部島を経由して約五哩を海底送水するという難工事であり、八〇〇人の計画給水人口に対し、事業費約三億円を要し島民の水道料金の高騰をきたすことから、県は特別の助成措置を講ずることとした。

総合開発計画と水道整備 水道の普及は、四十二年度末で六〇・七%に達した。これを水源別みると、依然として地下水依存の水道が多く、地下水五六%、表流水一六%、その他二八%となっており、地域的には、水量水質に問題があつた。水量については、農業用深井戸との競合による水位低下・地盤沈下、水質的には有明海沿岸深井戸の塩水化現

水道普及状況			
年度	施設数	給水人口	普及率
35	218	431,586人	45.8%
40	276	492,011人	56.5%
41	282	513,367人	58.9%
42	244	522,996人	60.7%
43	231	532,826人	62.9%
44	235	542,497人	63.5%
45	225	550,299人	66.0%
46	225	564,117人	68.0%
47	220	580,541人	70.2%
48	228	596,195人	71.9%
49	235	614,008人	73.6%
50	231	625,043人	74.6%

資料：環境整備課

象等がみられ、これに代わる河川水やダムなど、総合的な水資源開発が必要となってきた。

従つて、四十一年度を初年度とする県総合開発計画では、水道未設置

地区の普及促進と同時に、

一 水需要の増加に対処する水源開発

二 地下水から表流水へ転換するための水源開発

を重点方針に水道の普及を推進することにし、現在まで、龍門ダム・岩屋川内ダム・渕の尾ダム等の完成をみ、建設中のものには、古木場ダム・伊岐佐ダムがある。また表流水への転換では、佐賀市上水道・川副町上水道等が挙げられ、このほか、暫定的な措置として諸富町・基山町が佐賀東部工業用水道からの分水による水道事業を実施することになつている。

筑後川開発と佐賀東 産業の開発・発展、都市人口の増加に伴い、用

部水道企業団の設立 水を必要とする地域に対する水の供給を確保するため、水源の保全涵養と相まって、河川の水系における水資源の総合的な開発と利用の合理化促進をはかるため、三十六年水資源開発促進法が制定され、三十九年には、筑後川が水源開発水系の指定を受け、本格的に開発が進められることになった。

このような筑後川開発の動きに對して、有明海のノリ養殖に与える影響等下流住民の強い反対があり、基本計画の決定まで日時を要したが、流域優先、既得水利の確保、ノリ養殖に対する配慮を条件として、四十一年二月筑後川水資源開発基本計画の実現をみた。

この計画は、その後、四十五年に変更され、江川ダム・寺内ダム・筑後大堰^{せき}事業によって、農業用水・工業用水のほか、筑後川関連周辺都市

の水道用水として毎秒約四[㎥]を供給しようとするものであり、現在佐賀県東部地域の水道用水として一日一〇万四、〇〇〇[㎥]の配分が決定している。

佐賀東部地域の生活用水は、そのほとんどが地下水を水源としているが、近年水量の枯渇、水質悪化の現象が著しく、市町村個々の水源対策では需要に対しても恒久的な安定給水を確保することができます、慢性的な

水不足をきたしている。そのため関係市町村では水源対策として筑後川に依存する要望が強かつたが、筑後川開発事業が進行し、新規利水の配分量が二市一〇町二村（佐賀市・鳥栖市・諸富町・川副町・東与賀町・神埼町・千代田町・三田川町・基山町・中原町・北茂安町・三根町・東脊振村・上峰村）に決定したことから、急速に広域水道の気運が高まり、四十七年八月関係一四市町村で構成する佐賀東部広域水道推進協議会が設立された。

この協議会では、具体的な事業方針が検討協議されたが、筑後川からの導水事業に多大の経費を要することから県営の用水供給事業を県に対し強く要望した。しかしながら、県は水道事業が本来市町村の固有事務であるところから県営で実施する意思がないことを伝え、これを受けて関係市町村は鳥栖市を除き、一三市町村で佐賀東部水道企業団を設立、五十年四月知事の認可を得た。続いて五十一年に国から水道用水供給事業の認可を得、五十一年度から事業を開始することにしている。

計画概要

目標年次 昭和六十年

計画一日最大取水量 九万二、〇〇〇[㎥]

計画一日最大給水量 八万六、四八〇[㎥]

給水対象人口 三一万人

本事業は、全国で初めて厚生大臣の承認を得る特定広域化施設整備事業で、国の補助率も高くなつておあり、五十六年一部給水開始を目標に工事を行う計画であるが、佐賀東部地域の水不足を解消するものとして大きな期待がよせられている。

参考資料

- 一 社団法人日本水道協会発行 日本水道史
- 二 財團法人日本公衆衛生協会発行 保健所三十年史

(二) 下水道事業

下水道事業 戦後、わが国は主として道路・河川に公共土木事業の中心が置かれ、下水道に対して本格的な整備の必要性が注目されるようになつたのは、経済がようやく高度成長期を迎えることである。水域の汚濁の増加が顕著となり、その処理の必要性に迫られるようになつた昭和三十年代以後のことであった。

さらにこの時期は、水道事業の重要性が認識されて、それまで責任の所在が不明確であった、下水道と上水道に関する行政の混乱を解消することが必要となつた。このため、三十二年一月十八日の閣議決定によつて、工業用水行政も含めた、いわゆる水道行政の三分割が行われて、下水道行政については、終末処理場は厚生省、終末処理場以外の施設については建設省が所管し、その他上水道に関する行政は厚生省所管、工業用水道に関する行政は通商産業省の所管となつた。この閣議決定の趣旨に沿つて下水道事業の整備拡充をはかるため、明治三十三年制定の旧下水道法の抜本的改正が行われたが、その目的は「都市環境の改善をはかり、あつた。当時、河川汚濁対策としては、排出規制が主であつたが、河川もって都市の健全な発達と公衆衛生の向上に寄与する」ことであり、水質保全の項はなく、合流式下水道を前提とした都市内の浸水防除、都市内の環境整備が重点であった。

三十八年に至り、全国的に急速に進んだ人口の都市集中の傾向に伴つて、生活環境施設整備緊急措置法が制定され、三十八年度を初年度とする第一次下水道整備五か年計画（三十八年～四十二年度）が制定された。

汚濁の原因が特定工場からの排出水によるものからしで、市街地の拡大に伴う生活排水や中小企業からの排水により汚濁される例が多くなってきた。いわゆる河川汚濁が不特定多数によるものとして、従来のように点としての汚濁源を規制する方式だけでは不十分となり、下水道整備を前提とした面的規制が必要となつた。

しかしながら急激に進行する河川の汚濁に比し、下水道の投資が追いつけず、全国的には、河川の汚濁が防げない河川も出てきた。このような状態の中で、四十五年のいわゆる公害国会（第六十四臨時国会）において、公害関係の整備の一環として、下水道法の一部改正が行われ、下水道の水質保全施設としての位置づけを明らかにし、「水質保全関係法として規定の整備が行われた。この下水道法の目的の中に「公共用水域の水質保全に資する」という字句が加えられたことは下水道史における一つの画期的事項であったといえる。

ついで下水道整備緊急措置法が四十六年六月に改正され、第二次五十年計画の完了を待たずして、第三次五十年計画（四十六年～五十年度）が発足することになった。

一方、都市下水路について、市街地の浸水原因の多くは、普通河川の管理不十分によることが多く、これらの普通河川を積極的に都市下水路および準用河川等へ指定して、管理強化を推進する必要があった。このため四十八年七月建設省都市局長・河川局長通達として、「河川と下水道の管理分担区分基準」が制定された。また、国庫補助について、河川等公共用水域の汚濁原因が不特定多数者の排出する污水によるもので、しかも不特定多数の人口被害を与えていたことから、污水による河川汚濁の防止のための費用を、公費で負担すべきであるという考えに基づ

き、四十九年度に補助率の大幅な引き上げも行われ、下水道整備の制度的体系が整つた。

本県においては、都市下水路の整備が順調に伸びると同時に、本県経済が農業を基本として発展したため、他県のような人口・産業の都市集中が少なく、水質汚濁があまり問題にならず、屎尿も農地に還元されて、水洗化の必要があまりなかった。しかし、その後、下水道事業についても、その整備がナショナルミニマム（国民的最低限）としての認識が高まり、一方、市街地内河川の水質汚濁も顕在化してきた。佐賀市・唐津市・鳥栖市・伊万里市等において検討が始まり、四十六年度には、佐賀市が県下で初めて公共下水道の建設に着手し、鳥栖市については相次ぐ工場の進出に対応するため四十九年度から事業に着手した。

流域別下水道 製和
整備総合計画 四十年十二月の下水道法の改正によって、水質環境基準の水域類型指定がされた水域では、

その水質汚濁が二以上の市町村の区域における污水によるもので、主として下水道の整備によって当該水質環境

お よ び 事 業 費						事業費：千円
49 年 度		50 年 度		46 年 度～50 年 度		
箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	管渠整備面積 ha	事業費
1	(202,100) 776,951	1	(265,900) 2,125,300	1	112	(697,200) 3,587,251
1	10,000	1	100,000	1	0	110,000
2	(202,100) 786,951	2	(265,900) 2,225,300	2	112	(697,200) 3,697,251

基準が達成される場合には、それぞれの水域ごとに、個別の下水道計画として、流域別下水道整備総合計画を策定すべき旨、義務づけられた。

本県では、この計画を策定するための調査を、四十九年度に松浦川流域について実施し、五十一年度は伊万里湾流域、五十二年度・五十三年度は有明海流域を調査する予定であり、この調査結果に基づき、県下のほぼ全域の総合的な基本計画を策定することになっている。この下水道整備の基本方針にそって、各市町村における下水道計画が策定されることになっている。

公共下水道の建設（市町村事業）

△佐賀市▽

昭和四十二年六月、公共下水道の基本計画調査を行い、下水道に関する基本構想の検討を開始し、県および嘉瀬川土地改良区等、関係各機関との協議が行われた。四十四年五月に、市議会においても下水道建設調査特別委員会が設置され、これと並行して、佐賀商工会議所役員・小学校区別連絡員への説明会の開催を皮切りに、一般市民へ計画概要の説明を開始した。下水道処理水の放流について水産庁・県とも協議を重ね、四十六年六月には、水産庁南西海区水産研究所の協力のもとに、有明漁連に対して「放流水についての説明会」を開催する一方、関係漁協と協議をかさね、四十七年一月に関係漁協から「下水道事業認可申請の提出についての了解」を得た。

こうして、四十七年二月、佐賀市公共下水道の都市計画決定がなされ、四十七年三月一日建設省の下水道法による事業計画に対する認可を得、三月八日、都市計画法の規定による知事の事業認可を得て、四十七年度から、公共下水道事業に着手することになった。

佐賀市公共下水道計

画の概要は、汚水と雨水を別々に流す分流式で、市街化区域を対象に、処理区域二、一一八ha、処理人口一五万人で計画し、このうち

一期計画は、水ヶ江、呉服元町、松原町、城内などの市の中心部を含む

八田処理分区で、処理区域三三八ha、処理人口は三万四、〇〇〇人

を予定し、当初五十一

年に一部処理開始が予

定されていたが、五十五年へ延長された。ま

た、一期分の総事業費

も物価の急激な上昇と

三年へ延長された。ま

た、一期分の総事業費

も物価の急激な上昇と

地盤が災いして当初予

定の六六億円から二一

六億円と大幅な増額を

余儀なくされている。

公　共　下　水　道

都市計画区域内	都市名	下水道計画決定			下水道事業箇所					
		計画本数	計画区域決定	整備区域(50年度)	46年度		47年度		48年度	
					箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費
佐賀都市計画区域	佐賀市	1	ha 2,118	0		12,500		(1,200) 317,500	1	(228,000) 355,000
鳥栖基山 都市計画区域	鳥栖市	1	2,076	0		0		0		0
合　計		2	4,194	0		12,500		(1,200) 371,500	1	(228,000) 355,000

注：（ ）は単独事業

△鳥栖市▽

本県の東部工業地域の中心都市であり、多くの企業進出が行われて、その工場排水が問題となり、四十五年、鳥栖市都市計画課に下水道係が新設されて、公共下水道の検討が始められた。

四十六年、四十七年は、先進都市の調査等を行い、四十八年二月に、公共下水道基本計画調査の委託契約をコンサルタントと結び、十一月には公共下水道事業認可の調査委託契約を行うとともに、関係各機関との協議を重ねた。また、終末処理場の位置決定についても、地元真木町に対し、市執行部および市議会をあげて説得に努めた結果、五十一年一月二十四日に終末処理場建設の同意を得た。

これらの協議の結果をもとに、五十年二月鳥栖基山都市計画下水道の計画決定がなされ、同年、三月三十一日に、下水道法による事業計画に対する認可および都市計画法による事業認可を得て、四十九年度から下水道事業に着手することになった。

鳥栖市公共下水道の計画概要は、分流式で市街化区域およびその周辺の一部を含む處理区域二、〇七六ha、処理人口八万人を対象にしている。このうち、一期計画は、鳥栖駅を中心とした市街地一帯の中部処理分区で、處理区域三三〇ha、処理人口一万六、六〇〇人となつており、工期は四十九年度から五十六年度となつていて。

△唐津市▽

四十五年に、市建設推進室に都市計画担当を設置し、公共下水道の基本計画の策定に着手したが、諸般の事情から下水処理場位置の決定が難行し、事業の着手が遅れている。五十二年度事業着手予定で作業が進められているが、計画では用途地域のうち、處理区域一、〇六五ha・處理

人口六万六、五〇〇人となつていて。

△伊万里市▽

四十九年度に、基本計画の策定に着手し、計画では、用途地域とその周辺部を含む、処理区域一、一五二ha・処理人口五万人となつていて。

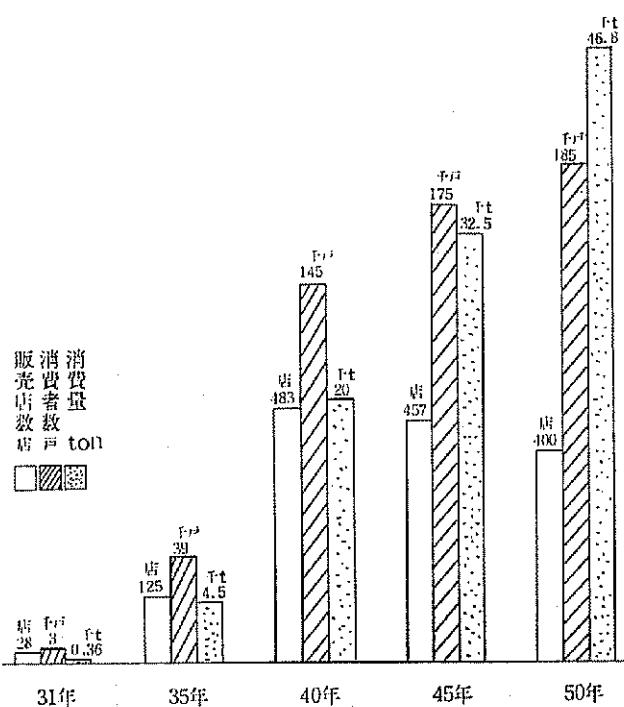
都市下水路 本県の下水道事業は、市街地における浸水・汚水対策としての都市下水路によって始められた。昭和二十七年度に伊万里町の一号排水路が着工されたのを初めとして、三十一年度に佐賀市大島下水路、嬉野町籠原下水路、三十一年度に鹿島市西牟田下水路、三十三年度に唐津市朝日町排水路、三十四年度に武雄市蓬萊下水路が着工して、三十七年度までに延長八、三五六mの整備が行われた。

三十八年には、生活環境施設整備緊急措置法の制定に伴い、三十八年度を初年度とする下水道整備事業・終末処理施設整備事業に関する第一次五か年計画が策定された。

本県でも、この計画にそつて、整備を促進した結果、三十八年度には、延長二、四三六m、三十九年には一、四二三m、四十一年度は二、二八五m、四十一年度は、一、九三一mが整備された。

この五か年計画は、国の下水道行政が四十二年度から建設省所管に一元化され、下水道整備緊急措置法の制定に伴つて、同年度を初年度とする第二次五か年計画が策定されて、四十五年度までに延長五、〇五〇mの整備が行われた。次いで、四十六年度に第三次五か年計画が策定され、五十年度までに、延長一万二、〇八三mの整備が行われた。特に、四八年に制定された「河川と下水道の管理分担区分基準」に従つて、四十九年度には、都市計画区域内の普通河川等について、河川管理者と協議し、河川と下水道の整備すべき区分を明確にして、管理不十分など

県内 L P ガスの販売店数及び消費者戸数と一般家庭用消費量の推移



資料：工鉱課

とに起因する浸水被害の解消をはかることになり、五十年度末までに県内で四五か所、延長三万三、五六七mの整備が完了している。

(二) ガス事業

本県におけるガス事業は、明治四十四年に佐賀市で、照明用のガス供給をして、佐賀ガス株式会社が設立されたのが最初である。しかし、タンクステン電球の普及によって、大正七年三月に解散している。その後再び、佐賀市で昭和七年八月にガス燃料を供給すべく、佐賀瓦斯利用購買組合が設立されて、市内の一部にガス供給事業が開始された。これが昭和十六年四月には佐賀市に移管され、市営ガスとなり、事業を

戦後のガス事業は、荒廃した施設と原料不足の中で、からうじて供給を続けてきたが、施設の復旧と相まって、次第に安定供給へと進んできた。一方、朝鮮動乱を契機として熱エネルギーの転換が進み、家庭燃料も從来の固体燃料から、液体燃料・ガス体燃料へと移行してきた。本県でも、二十八年に液化石油ガス、つまり、プロパンガスが一般家庭に使用され始め、二十九年から三十・三十一年にかけて從来からの一般高圧ガス（酸素など）販売業者や、石油・薪炭販売業者が、液化石油ガスの普及に乗り出し、その簡便性と相まって飛躍的に伸展した。

その後、三十年代後半から四十年代にかけて、生活水準の向上によって、都市部はもとより農村・漁村に至るまで津々浦々に普及し、液化石油ガス販売店もこれに付随して増加してきた。

このように、ガス燃料が生活の合理化に寄与し、普及が進むなかで、伊万里市では地元有志によって、三十九年十一月に伊万里瓦斯株式会社が、また、同じく鳥栖市でも四十三年六月に鳥栖ガス株式会社が設立され、都市ガスとして、導管によるガス供給事業が開始された。しかし、都市ガスは市街地の形体や導管敷設工事等、種々の制約もあって、普及が立ち遅れ、この間引きを埋めるように液化石油ガスがその利用度を高めてきた。

また、都市ガスの供給区域外で液化石油ガスによる導管供給も各地で進められ、ガス事業法との問題も生じてきたので、四十五年四月にはガ

引き継いで拡張を続け今日に至っている。

唐津市では昭和十二年六月に地元有志によって、唐津瓦斯株式会社が設立されて、市内に燃料ガスの供給事業を開始しているのが戦前のガス事業であった。

ス事業法の改正が行われた。この改正により、供給地點数七〇戸以上の団地において、導管によりガスを供給する事業を、ガス事業法の適用を受ける簡易ガス事業とし、公益事業の中に含めることにされ、現にこの方法で供給していた鳥栖市の雇用促進事業団鳥栖宿舎一二〇戸と、唐津市の九電佐志社宅一四〇戸がガス事業法による簡易ガス事業となつた。続いて四十六年から五十一年三月末までに許可を受けて九団地が供給を開始し、供給戸数は、一、八七六戸となつた。

次に液化石油ガスの普及率の向上に伴つて、このガスによる災害事故が各地で次第に増加の傾向を示し、安全な生活への抜本的な対策が要請されるに至つた。このため、通商産業省では、四十二年、液化石油ガスの保安の確保および取り引きの適正化に関する法律を公布して、液化石油ガス販売業を規制し、消費生活の安全と取り引きの明確化をはかることになった。県は、従来から取り扱っていた高圧ガス取り締まり関係部門を強化して、液化石油ガス製造業・販売業の規制と監督を行い、消費先保安の確保をはかつてきただ。

業界としても、四十八年から四十九年にかけて、県内五地区に協同組合組織による、液化石油ガス保安調査事務所を設置し、LPGガスを使用する全消費先一九万世帯について、設備の点検調査を行うことによつて、ガス事故の防止をはかり、県民生活の安全確保に努めている。

六 廃棄物処理

廃棄物の処理に関する規制は、明治三十三年に制定された、汚物掃除法が始まりである。この法律は、当時の伝染病の流行が汚物の非衛生的

な処理によるものであったことにかんがみ、市内の土地の使用者・占有者などにそれぞれ敷地内の清潔保持の義務を、また、市にはごみの収集処分の義務を課すことによって汚物の衛生的処理をはからうとした。

終戦後の占領政策の下においては、衛生行政は占領軍の強い指示や命令によつて飛躍的に前進したが、廃棄物の処理に関しては比較的の関心が薄く、道路清掃の実施について若干の指示があつたにすぎず、終戦後の中年間は、戦争によつて破壊された施設の復興や、収集体制の回復に力が注がれた。

その後、二十四年ごろから始まつた化学肥料の増産普及と、農村の生活様式の近代化・水準の向上によつて、肥料としてのし尿の需要が減少していくことと、都市の態様が便所の水洗化など著しい変化をとげ、新しい社会情勢に即した清掃事業を遂行するために、二十九年四月、汚物掃除法を廃止し、新たに清掃法が公布された。この法は清掃に関する基準的な性格を有し、すべての市町村および国民に適用されることになり、地方公共団体の責務と、国民に所定の義務づけを行うとともに協力を要請し、公衆衛生行政の総合的な運営と相まってその実を挙げた。

(一) 特別清掃地域の指定

清掃法の施行によつて、特別清掃地域（市および町村の区域のうち知事が指定した区域）内における汚物の収集処分は、市町村に義務づけられることになった。このため、県は市町村と協議し、二十九年八月、県告示をもつて県内の「特別清掃地域」を指定した。その後、社会情勢の変化に応じ、新たな指定や地域の拡大を行い、清掃施設の整備とともに

地域における汚物の計画的な収集処理体制の確立と、汚物の不法投棄、不衛生処分の防止をはかつてきた。

(一) 廃棄物の処理および清掃に関する法律の公布

廃棄物の処理は清掃法の規定によって、市街地区域を中心とする特別清掃地域内の汚物の処理を実施してきたが、三十年代後半から急激な産業活動の拡大、国民生活の向上などに伴って、その処理状況は必ずしも十分でなく、環境の保全と公害防止の観点から対処すべき多くの問題に直面するようになつた。

このような背景のもとに、厚生省は四十五年十二月、公害関連の一三法とともに清掃法を全面的に改正し、廃棄物の適正な処理をはかるため、廃棄物の処理および清掃に関する法律を公布した。

この法律は、生活環境の保全と公衆衛生の向上という二つの目的を掲げ、清掃法の趣旨を引き継ぐとともに、一方では生活環境の保全といふ公害諸法に共通な理念を取り入れ、廃棄物をより広い視点からとらえたものであった。これによつて、従来の「特別清掃地域」の指定制度が廢止され、市町村の廃棄物処理区域がその全域に及ぶことになった。

(二) ごみ処理施設の整備

昭和三十八年度末における県内の特別清掃地域は、二二市町村、地域内人口二八万九、七八一人であり、一日に排出されるごみの量は約一四五t、このうち可燃性のごみは約一三一tと推定され、これに対応するごみ焼却施設の整備状況は、一四市町村、処理能力は一日一〇四tとなつており、未整備町村における早急な整備と、今後予想されるごみ量の

特別清掃地域指定状況

年 度	市町村数	地域内人口	地域面積	備 考
38年度まで	22	289,781	62.5	
39	22	295,540	62.5	
40	25	312,315	71.4	新指定 拡張 3町3市2町
41	26	341,464	83.17	新指定 1町
42	32	376,000	113.7	新指定 拡張 5町1村3市3町
43	37	389,508	133.2	新指定 拡張 4町1村4町
44	44	451,091	160.0	新指定 拡張 5町2村4市4町
45	47	484,573	189.8	新指定 1町2村

資料：環境整備課

一方、国においても、全国的な生活環境施設整備の遅れを改善し、施設の緊急、計画的な整備を促進するために、三十八年十二月、生活環境施設整備緊急措置法を制定し、三十八年度を初年度とし、四十二年度までの整備計画を積極的に推進することになった。

同法は、その後、遂次更新され、四十五年度までの第二次計画、五十年までの第三次計画、五十五年度までの第四次計画に引き継がれ、施設整備が進められているところである。

県も、これらの国の施策に沿つて、ごみ処理施設の計画的整備を積極

的に指導し、三十九年度から、四十五年度までに、川副町、相知町等一六施設・一日処理能力三六五tの焼却施設が整備され、ごみ処理に大きな効果をあげた。また、このうち四十三年度に完工した天山地区共同塵芥処理場は、小城町・三日月町・牛津町・芦刈町・久保田町の一部事務組合によるもので、県内における最初の広域処理施設である。

特別清掃地域内から排出されるごみ焼却については、次第に対応できる体制が整備されてきたが、十五年の法改正により、市町村の処理責務が市町村の全域に及ぶことになり、既設の処理施設の能力に不足をきたし、新設あるいは増築が必要となり、それぞれ整備計画が進められているが、用地確保の困難が目立ち必ずしも順調な進展をみていない。

四十六年度からの整備状況は、鹿島市、基山町等一三施設・一日処理能力三七二tで、この中には、武雄市ほか一町の粗大ごみを処理する杵藤ごみ処理センターが含まれ、また五十年に完成した佐賀市の処理施設は、従来の焼却方式に替え、ごみを堆肥化し肥料として利用しようとする高速堆肥化処理施設であり、注目されている。

(四) し尿処理施設の整備

県内のし尿処理は、本県が農業県であるところから

ごみの年度別処理状況

年度		45	46	47	48	49	50
① 計画処理区域内人口人		832,719 (特別地域内) 484,573	832,713	829,049	828,427	833,608	837,881
計画収集人口等	③ 週1回以上人	—	—	—	—	518,823	552,806
	④ 月1回以上人	—	—	—	—	125,128	141,732
	⑤ その他人	—	—	—	—	26,384	25,980
	⑥ 計 人	409,098	527,999	619,868	692,099	670,335	720,518
	⑦ 自家処理人口人	423,621	304,714	209,181	136,328	163,273	117,363
処理内訳	⑧ 焼却 [人] t/年	[320,203] 58,526	[381,743] 82,959	[438,247] 94,110	[409,723] 72,394	[378,069] 79,336	[407,813] 79,545
	⑨ 埋立て [人] t/年	[70,359] 12,860	[124,608] 27,116	[155,587] 33,414	[247,079] 43,683	[276,848] 58,127	[283,164] 55,261
	⑩ 高速たい肥化 [人] t/年	[0] 0	[0] 0	[0] 0	[0] 0	[0] 0	[0] 0
	⑪ 堆肥・飼料 [人] t/年	[596] 109	[0] 0	[0] 0	[0] 0	[0] 0	[0] 0
	⑫ その他 [人] t/年	[17,940] 3,279	[21,648] 4,729	[26,034] 5,673	[35,297] 6,303	[15,418] 3,295	[29,541] 5,788
	⑬ 計 [人] t/年	[409,098] 74,774	[527,999] 114,804	[619,868] 133,197	[692,099] 122,380	[670,335] 140,758	[720,518] 140,594
	⑭ 合計 t/年	64,191	108,062	112,225	83,906	81,099	116,818
	施設処理人口率 ⑦+⑨/① %	38.5	45.8	52.7	49.5	45.4	48.7
	施設処理量率 ⑦+⑨/⑭ %	42.1	37.2	38.3	35.1	35.8	30.9
	計画収集処理人口率 ⑤/① %	49.1	63.4	74.8	83.5	80.4	86.0
	計画収集処理量率 ⑬/⑭ %	53.8	51.5	54.3	59.3	63.4	54.6
	1人1日当たり排出量⑭/① g/人・日	457	733	811	682	729	842

資料：環境整備課

第9章 生活環境の整備

主として農村還元によって処理されてきた。この習慣は戦後もそのまま引き継がれてきたが、二十年代後半からは、人口の都市集中化や農村における化学肥料の普及等の事情と相まって、都市はもちろん農村地帯においても肥料としての、し尿の需要は急速に低下し、処理に困難をきたしてきた。

二十九年清掃法の施行以来、特別清掃地域内のし尿処理は、市町村長が義務を負うことになったが、し尿処理技術開発の遅れもあって処理施設の整備は遅れ、三十五年ごろまでは市町村に貯留槽を設け、山間山麓地帯に埋め立てるという非衛生的な処理がなされ、地域住民とのトラブルもひん発した。

三十五年度における特別清掃地域内から排出するし尿量は年間一一万九、九七三㎘で、これに対する市町村貯留槽は、一三市町村・四〇二基・総容量五、六二六㎘で、収集処分状況は、業者委託五八・四%、自家処理一九・七%、農家還元一三・八%、市町村直営八・〇%、その他となつており、処理施設の整備は急務であった。

三十六年になり、佐賀市において県内最初の処理施設の建設計画がなされたが、後述のとおり円滑な事業推進ができなかつた。県は、し尿処理施設整備の緊急性にかんがみ、三十七年度から整備事業に対し助成措置を講じ、積極的な整備促進をはかることにした。

し尿の年度別処理状況

年度		45	46	47	48	49	50
① 計画処理区域内人口人		832,719 (特掲地域内) 484,573	832,713	829,049	828,427	833,608	837,881
計画収集人口等	水洗化人口	③ 公共下水道人 ③ し尿浄化槽人 ④ 計人	0 82,763 82,763	0 37,899 37,899	0 40,528 40,528	0 61,807 61,807	0 56,136 56,136
	⑤ 自家処理人口人	286,660	223,098	184,929	157,269	252,807	218,270
	⑥ 計画収集人口人	463,296	571,716	603,592	609,351	524,665	557,834
処理内訳	⑦ し尿処理施設 kl/年	[人] 357,574 [kl] 148,046	[人] 426,500 [kl] 161,615	[人] 443,640 [kl] 174,745	[人] 439,951 [kl] 177,741	[人] 384,579 [kl] 186,951	[人] 395,504 [kl] 192,123
	⑧ 下水道投入 kl/年	[人] 0 [kl] 0	[人] 0 [kl] 0	[人] 0 [kl] 0	[人] 0 [kl] 0	[人] 0 [kl] 0	[人] 0 [kl] 0
	⑨ 農村還元 kl/年	[人] 7,185 [kl] 2,975	[人] 7,432 [kl] 2,861	[人] 6,640 [kl] 2,526	[人] 7,312 [kl] 2,955	[人] 1,574 [kl] 716	[人] 1,116 [kl] 429
	⑩ 海洋投入 kl/年	[人] 63,172 [kl] 26,155	[人] 81,184 [kl] 30,827	[人] 114,682 [kl] 45,058	[人] 131,620 [kl] 53,148	[人] 120,148 [kl] 58,327	[人] 144,479 [kl] 70,096
	⑪ その他の kl/年	[人] 35,365 [kl] 14,642	[人] 56,600 [kl] 21,272	[人] 38,630 [kl] 15,425	[人] 30,468 [kl] 12,264	[人] 18,364 [kl] 9,001	[人] 16,735 [kl] 8,307
	⑫ 計 kl/年	[人] 463,296 [kl] 191,818	[人] 571,716 [kl] 216,575	[人] 603,592 [kl] 237,754	[人] 609,351 [kl] 246,108	[人] 524,665 [kl] 254,995	[人] 557,834 [kl] 270,955
	⑬ 自家処理 kl/年	78,379					
	⑭ 合計 kl/年	270,197					
	衛生処理率 ③+⑦+⑧/① %	52.9	55.8	58.4	60.6	52.9	54.6
	計画収集率 ⑥/① %	55.6	68.7	72.8	73.6	62.9	66.6
	処理率 ②+③+⑥/① %	65.6	73.2	77.7	81.0	69.7	74.0
	水洗化率 ③+⑧/① %	9.9	4.6	4.9	7.5	6.7	7.4
	1人1日当たり排出量 ⑭/(⑤+⑥) t/人・日	0.99	1.04	1.08	1.11	1.33	1.33

資料：環境整備課

三十七年度には、唐津市・有田地区（有田町、西有田町一部事務組合）

が建設に着手し、三十八年度には、唐津市（一日処理能力六〇㎘）・有田地区（一日処理能力二七㎘）の消化方式処理施設が完工し、県内最初のし尿処理施設となつた。つづいて三十八年度鳥栖市、三十九年度武雄市・天山地区共同処理場・杵東地区衛生処理場などが着工あるいは完工して、し尿処理施設による処理がようやく本格化してきた。

四十五年度末における整備状況は、一〇施設、一日処理能力五一四㎘で、約五一人分の処理が可能となつたが、市町村別にみると二七市町村が整備されたに過ぎず、未整備町村の整備が望まれている。

四十六年度からほどみ処理と同様に、法改正による収集区域の拡大があり、未整備町村はもとより既施設においても処理量の増加に対応する増改築が必要となり、県も計画的整備について積極的に市町村の指導に取り組んできたが、用地確保があい路となり、新設はわずかに唐津市神集島の一施設にとどまつた。

一方、既施設の増補改良は、佐賀市・鳥栖市・伊万里市等五施設にのぼり、処理能力も一日七九二㎘、約五六万人のし尿の衛生処理が可能となつた。

また、し尿処理施設整備が遅れている三神地区および唐津・東松浦地区では、海洋投棄処分に頼っているが、唐津・東松浦地区では、唐津東松浦広域市町村圏組合の五十一年度事業として、鎮西町名護屋に船積み基地を建設、一日約一〇〇㎘、九万二、〇〇〇人分のし尿処理に当たることになっている。

(五) 佐賀市し尿処理場紛争

佐賀市は、これまでのし尿の不衛生処理を解消するため、し尿処理施設整備計画を立て、三十六年二月厚生省に計画書を提出し、五月には国庫補助金の内示を受けた。計画概要は、

設置場所 佐賀市巨勢町大字牛島

処理方式 加温式し尿消化そう

規模 一日九〇㎘

事業年度 三十六年～三十八年

事業費 約一億九、〇〇〇万円

であるが、この計画は、県内で最初のし尿処理施設計画であり、一日も早い完成が望まれていた。これに対し、三十六年十月、地元巨勢町反対協議会の反対デモが佐賀市当局に対して行われ、つづいて十一月には、諸富町長・諸富町議会から、知事と佐賀市に放流水を佐賀江に放流しないように申し入れがあった。県は、三十七年二月から数回にわたり、県・佐賀市・諸富町・関係者による佐賀市衛生処理場連絡協議会を開催し、円満解決に努めたが、結論を得るに至らず、三十六年度事業は着工できなかつた。

次いで、三十七年五月三日には、諸富町の反対者が知事に面会を求めて県庁へ座り込み、知事は、渡米前の五月十日、本問題解決について基本方針を示した。その内容は、

- 一 処理場の設置場所は変更しない。地元関係住民との問題は佐賀市が責任をもって善処すること
- 二 下水処理は、この事業計画とは別個に切りはなすこと

三 溶處理水の佐賀江放流を止め、パイプによる放流をすること。

放流の路線、パイプの容量等は技術的に検討を必要とするので関係市町村で協議することが妥当と考える。県は、これに対し協力と援助を惜しまない

というもので、その後は、この知事方針によつて、県・佐賀市・諸富町

・川副町・東与賀村の協議がつづけられ、五月二十七日、基本方針について最終的に関係市町村の了解を得、県は、佐賀市に対し、位置の許可および農地転用の許可を行い、佐賀市は九月に建設に着工した。

放流路線の検討は、その後、関係者間で精力的に行われ、諸富町石塚案や八田江案等が出されたが、いずれも住民の了解を得るに至らなかつた。

四十二年二月、佐賀市は、処理場の早急なしゅん工が迫まられていたことから、県が示した基本方針とは別に地下浸透を計画することになり、口径三〇〇mm・深さ二〇〇mの注入井戸を設け、八月二日処理場のしゅん工と同時に試運転を開始した。この井戸注入は専門家の意見も参考としたものであつたが、運転開始後三か月で浸透量が低下し、十二月からは運転中止のやむなきに至つた。次いで四十一年一月、市は河川放流以外に方法がないことを表明、佐賀江に試験的放流を開始した。このため諸富町の反対運動は激化の一途をたどり、交渉・抗議のくりかえしがつづき、県庁前の堀への放流案、早津江放流案、十間堀放流案等討議されたが、いずれも円満な解決ができず、この間、放流水の水質基準違反に対する使用禁止命令の措置がとられるなど混乱がつづいたが、施設改善による水質の向上や関係市町村のし尿処理を引き受けるなどの措置が取られ、ようやく事態の好転をみた。

第9章 生活環境の整備

(二) 交通事故の推移

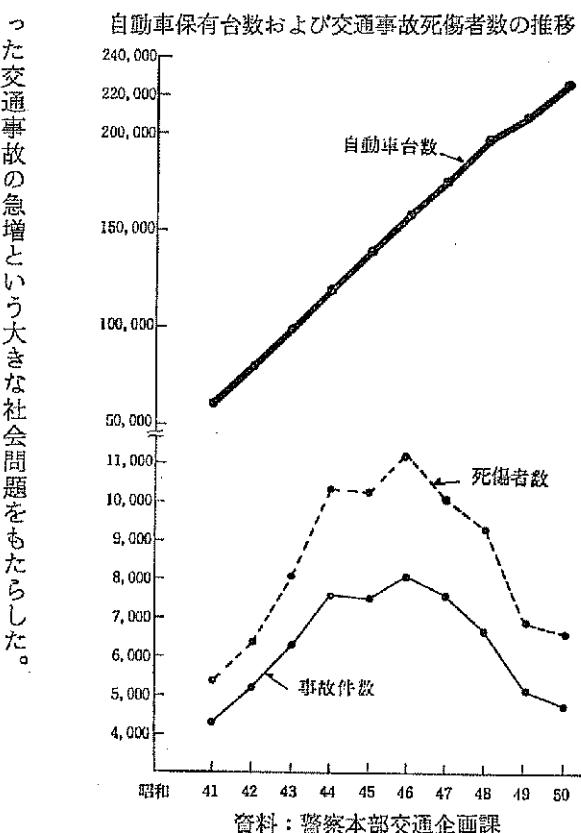
戰後のわが国の復興は驚異的なものがあり、特に経済面での復興状況は目を見はらせるものがあつた。とりわけ経済活動の分野で重要な役割を果たす交通・輸送の発達はめざましく、いわゆる「モータリゼーション」の波は予想以上の高波となつて全国に広がつた。こうした交通機関の発達、特に自動車の増加は、戰後しばらくはそれほど問題視されなか

れたが、四十九年～五十年度事業で処理方式を酸化方式に改め、処理規模も一日二〇〇㎘に増加し、佐賀市・関係町村のし尿処理に大きな役割を果たしている。

七 交 通 安 全

(一) 自動車の推移

本県における自動車の保有台数は、終戦直後の二十一年には一、〇九八台であったが、資材難のため新車の配分・タイヤ・部品・燃料等がひっ迫し、現状維持がやっとであつたため、実効率は貨物八五%，乗合七〇%であった。その後、軍用自動車の払い下げと新車の配分が行われるようになり、二十一年末には一、一七八台、二十五年には三、三二二台に増え、高度経済成長政策の伸長とともに自動車台数は、三十五年一万九、三一二台、三十九年三万九、一三四台、四十五年一四万二、〇五七台と増え続け、五十年末には二二万八、五七二台と飛躍的な増大をみた。



資料：警察本部交通企画課

った交通事故の急増という大きな社会問題をもたらした。

県下における交通事故死傷者数は、昭和二十一年は一四四人であったが、三十年には六二五人と一〇年間で約四・三倍に増加し、その後も自動車台数の増加とともに増加し続け、四十年の死傷者数は三十年の七・二倍にあたる四、五五四人、四十六年には三十年の一七倍を超える一万一、二四九人が交通事故により死傷し、史上最悪の事態となつた。

(二) 交通安全対策

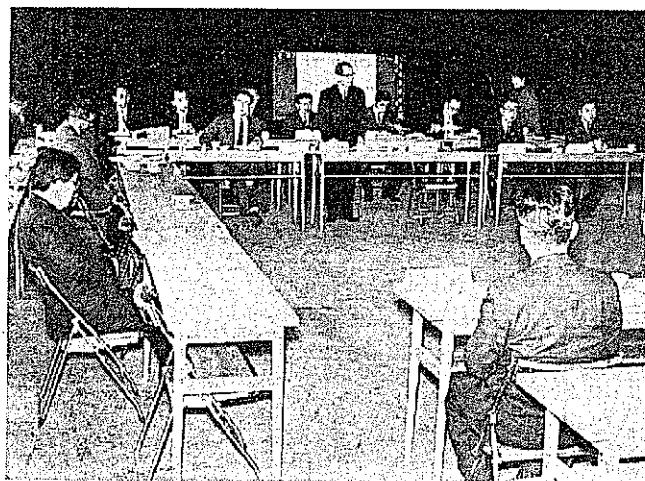
交通安全対策会議 交通安全に関し、国・地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、国・地方公共団体がその施策を定めることにより、交通安全対策の総合的で計画的な推進をはかることを目的として、交通安全対策基本法が四十五年六月一日に公布施行された。

県は同法の規定に基づき、同年十月、県交通安全対策会議を設置し、四十六年六月第一回交通安全対策会議が開催され、本県における四十六年度から五十年度までの五か年にわたる陸上交通の安全に関する施策の大綱が定められた。計画の骨子は、道路交通環境の整備、交通の安全に関する知識の普及、車両の安全な運転確保、車両の安全性の確保、交通秩序の確立、交通事故被害者の救済、鉄軌道交通環境の整備、鉄軌道の運転事故防止に関する知識の普及、鉄軌道の安全な運行の確保、緊急時における救急体制の整備であった。

交通安全対策会議では、この交通安全基本計画に基づき、各年毎の交通安全実施計画を策定し、道路交通環境の整備、交通安全に関する知識の普及、車両の安全運転確保等の施策の推進に努めた。その結果、県下の交通事故の発生件数および死傷者数は四十六年をピークとして年々減少しつつある。

交通安全運動 昭和二十三年秋、戦後はじめて全国交通安全運動が警察と交通安全協会の主唱によって行われ、以来毎年、春と秋の二回、この運動は実施された。しかし、年々自動車台数が増加したことと共に、交通環境は悪化し、これに対する交通対策が十分追いつかず、交通事故は年ごとに増加の一途をたどつた。このため三十五年五月内閣に交通事故防止対策本部が設けられ、同年六月、同本部は交通事故防止対策要綱を制定した。

県においても激増する交通事故をなくすため、三十三年五月県交通安全防止対策委員会を設置した。同委員会では、当時社会問題化したタクシー・バス・自動三輪車の警笛による騒音を解消するため、佐賀市をモデル地区に指定するとともに、他市町村にも呼びかけて同年十月一日か



第1回県交通対策協議会（昭和37年4月）

ら「警笛を鳴らさない運動」を開催した。その結果、十月中旬には県下から自動車による警笛が一掃され、以後ノークラクション運動は県民の間に定着した。このほか同委員会が主唱して歩行者のとび出しによる交通事故を防止するためのゴー・ストップ運動などが実施された。

しかしながら、自動車保有台数は毎年増加し、これに比例して交通事故も増加の一途をたどり、さらには都市部を中心とする交通渋滞問題をも引き起こすに至った。こうした情勢に対処するため、政府は従来の交通事故防止対策本部を廢止し、三十五年十二月、総理府に交通対策本部を設置し、翌年八月、同本部は各都道府県に交通対策協議会を設置することを決定した。

交通事故防止対策本部を設置し、三十七年四月、各種の交通安全施策を協議推進する機関として、県知事を会長とする県交通対策協議会が設置された。

同協議会は、県下の交通事故を防止することを目的として、春と秋の交通安全運動、年末年始の交通事故防止運動、県民運動、飲酒運転追放運動、市町

県においても、従来の「県交通事故防止委員会」を廢止し、三十七年四月、各種の交通安全施策を協議推進する機関として、県知事を会長とする県交通対策協議会が設置された。

同協議会は、県下の交通事故を防止することを目的として、春と秋の交

通事故防止運動、年末年始の交通事故防止運動、県民運動、飲酒運転追放運動、市町

村別無事故競争運動、自動車を運転する者を「運転士」と呼ぶ運動、交通安全功労者、交通安全功労団体および優良運転者の表彰等を行って県民の交通安全意識の高揚をはかった。特に、四十二年一月には県体育館に各界各層の県民一、五〇〇人が参集して第一回交通安全県民総けつ起県大会を開催し、悲惨な交通事故を本県からなくすために次の大会宣言を満場一致で採択した。

大會宣言

最近、交通のふくそうに伴い、交通事故による死傷者は逐年激増し、大きな社会不安を生じてゐることは、まことに憂慮に堪えない。

このような事態にかんがみ、われらは昭和四十二年の年頭にあたり総力をあげて交通安全運動を開催し、交通秩序を確立するとともに、交通事故を絶滅するため、交通安全県民総けつ起の旗印を掲げ、ここに力強く結集した。

われらは、交通安全の具体策について関係機関に対し、事故防止のための必要な措置を適切果斷に講ぜられるよう強く要望するとともに、つきの事項について、県民の生命と身体の安全確保のため、断乎立ち上がるることとした。

- 1 市町村の交通安全推進体制の整備充実をはかる。
- 2 学校および社会における交通安全教育の強化徹底をはかる。
- 3 交通安全施設等の整備強化をはかる。
- 4 運転モラルの高揚と安全運転管理の適正化をはかる。
- 5 交通事故被害者対策の確立をはかる。

われらは、九〇万県民各位とともに、ここに新たなる決意と構想をもつて交通安全への道をたゆみなく、ねばり強く推進することを誓うものである。以上宣言する。

昭和四十二年一月二十三日

交通安全県民総けつ起佐賀県大会

この交通安全県民大会は、以後毎年開催され、交通事故を絶滅しようとする県民意識の高揚に資している。このほか同協議会では、四十八年

から、県・警察・国道工事事務所・陸運事務所・市町村が共同して、交通危険箇所の現地診断を行い、総合的な交通安全対策の策定と交通安全施設等の改善を推進することを目的として「動く交通対策室」を実施している。四十八年から五十年度までの診断件数は八〇四件にのぼり、そのうち五四七件が改善された。

一方、県下の市町村においても交通対策協議会・交通事故防止対策委員会等が結成され、交通安全宣言や地区別無事故競争が行われるなど、交通事故防止のための積極的取り組みがなされるに至った。また、三十九年から四十一年にかけて県下の小・中・高校や官庁および民間事業所で交通安全宣言が相次いで行われた。

なお、県では、三十八年七月に地方自治法が改正され、「交通安全の維持」は地方公共団体固有の事務とされたことに伴い、他県に先がけて、交通問題を総合的また強力に処理するため四十年六月一日知事の直属機関として青少年・交通対策室を新設した。その後、同室は、県の機構改革によって四十三年九月一日から県民室になり、さらに五十年八月一日から福祉生活部青少年・交通安全対策室となつた。

県は、特に小・中・高校生、老人に対して交通安全意識の高揚と交通事故防止をはかることを目的に、市町村と連携して交通教室を開催した。

幼児の事故については、母親の協力がなければ防止できないとの見地から、幼児に対する基礎的交通安全の指導および幼児の交通安全のための母親に対する指導と教育の普及浸透をはかるため、県下の保育所・幼稚園の園児と母親を対象とした「幼児交通安全クラブ」の育成指導に当たり、五十年度までに県下で五九の幼児交通安全クラブが結成された。ま

た四十八年から毎年、幼児と母親を対象に、楽しく遊びながら交通ルールを学ばせる「交通安全フェスティバル」を開催している。なお、五十年十二月には、總理府・県の指導で、土砂などを運搬する大型自動車による交通事故防止と交通秩序の確立をはかるため、社団法人佐賀県ダンプカー協会が設立された。

昭和二十五年に県下ではじめて交通信号機が県庁前交差点に設置された。その後、四十年までの一五年間に、定期信号機三基、歩行者用押しボタン式信号機一三基が県下の主要交差点に設置された。また、この間における交通規制は主として横断歩道の設置であったが、その数は微々たるもので、歩道についても四十年当時は、佐賀市内の国道三四四号線の一部と、その他数か所に設置されているにすぎなかつた。

四十一年三月、全国的な交通事故による死傷者の激増に対処するため、交通信号施設等整備事業に関する緊急措置法を制定して、四十一年度から三か年計画で交通事故の多発している道路などの交通安全施設



交通教室（昭和39年9月）

第9章 生活環境の整備

交通施設の計画と現況(公安委員会分)

施設種別	区分	単位	40年度末 交通安全施設	第1次3か年計画 (41~43)		第2次2か年計画 (44~45)		第1次5か年計画 (46~50)		計	
				計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
信号機新設	全感應信号機	基	—	—	—	—	—	—	6	—	6
	半感應信号機	ク	—	—	—	—	—	15	17	15	17
	定期周期信号機	タ	31	50	47	60	27	209	182	319	256
	押ボタン信号機	ク	13	20	22	25	10	64	66	109	98
	計		44	70	69	85	37	288	271	443	377
系統化	路線自動感應系統	基	—	—	—	—	系統9	38	4系統29	38	5系統38
	単純多段系統	ク	—	—	—	—	—	28	6系統33	28	6系統33
	計		—	—	—	—	系統9	66	10系統62	66	11系統71
道路標識	灯火式標識	本	—	—	—	—	—	1,736	401	1,736	401
	張出式標識	ク	—	—	—	150	100	2,129	1,394	2,279	1,494
	路側式標識	タ	3585	10,000	7,800	12,000	9,815	17,400	29,400	39,400	50,600
	計		3585	10,000	7,800	12,150	9,915	21,265	31,195	43,415	52,495
道路標示	横断歩道	本	273	500	414	500	288	2,000	1,825	3,000	2,800
	実線標示	km	87	140	126	150	97	400	420	690	730
	図示標示	個	1,024	5,000	3,482	5,000	2,869	5,000	5,025	15,000	12,400

資料：警察本部交通企画課

の整備強化に着手した。続発する交通事故の状況から四十四年四月緊急措置法を一部改正し、四十四年度を初年度とする交通安全施設整備事業三か年計画が策定された。さらに、四十六年三月、交通安全対策基本法に基づいて交通安全計画が策定されたことと関連して、前記の三か年計画を中途改定することになり、同年四月に緊急措置法が再度改正され、新たに四十六年度を初年度とする総合交通安全施設等整備事業五か年計画が策定され、実施に移された。

県ではこれに基づいて、四十一年度から第一次、第二次三か年計画と第一次五か年計画を作成し、公安委員会と道路管理者において交通安全施設の整備とスクールゾーンの整備促進がはかられた。

公安委員会では、第一次三か年計画六九基、第二次三か年計画三七基、第一次五か年計画二七一基、合計三七七基の交通信号機を設置した。信号機の機能の高度化もはかられ、五十年度までに路線自動感應系統、単純多段系統合わせて一〇系統・七一基の信号機が系統化され、また個々の信号機についても、交通量の変化に応じた現示制御ができるよう全赤改良や多段化改良が促進された。

交通規制についても、児童の交通の安全をはかるため、小学校を中心として設定されたスクールゾーンの効果を高めるための車両通行制限、速度制限、駐・停車禁止等のスクールゾーン規制、自転車の安全通行のための自転車歩道通行可、転回禁止、車両通行制限、四十八年に実施した県下の交通事故多発地点を重点とする速度制限、追い越しのための右側部分はみ出し禁止等のブラックスポット規制、五十年に実施した佐賀市における都市総合交通規制等が強力に推進され、五十年度までに交通標識五万六〇〇本、横断歩道一、八〇〇本など、交通安全施設は飛躍的

に整備されるに至った。

道路管理者においては、第一次三か年計画で、交通事故が多発している道路等の交通安全施設の整備強化に着手し、園児・児童の交通安全確保を最重点に、歩道・横断歩道橋などの施設の整備促進をはかった。また、第二次三か年計画では、歩道、横断歩道橋、ガードレール、案内標識、道路照明等の施設整備を推進し、四十五年度末には県管理道路の歩道延長は六四・六kmとなった。さらに、第一次五か年計画では、五十年度までに歩行者の死亡事故を半減させることを目標として、道路改良事業等による交通安全対策関連事業、踏切道の立体交差化事業なども含め、特に歩行者および自転車利用者の交通事故防止、通学路における交通事故の防止、車両の交通事故の防止等、総合的な交通安全対策事業の推進をはかった。この事業については、国の補助事業のみでなく県の単独事業も合わせて実行された結果、五十年度末までに飛躍的成果を見るに至った。

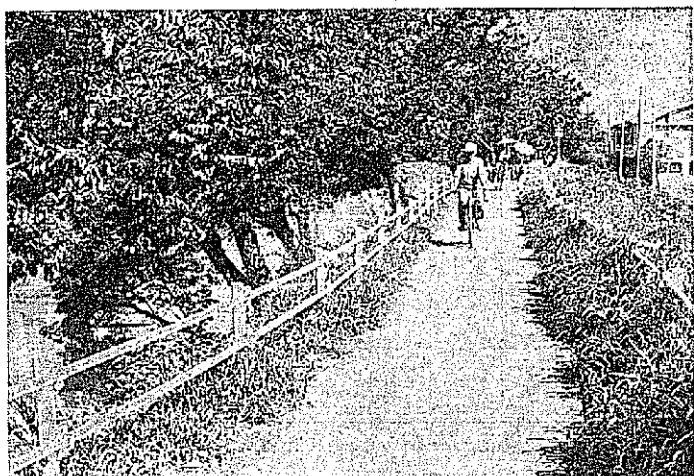
自転車道の建設 本県は全国的にも自転車保有台数が多く、その利用も盛んなことと、自動車による公害問題や交通事故対策などから、無公害で簡便な乗りものとして自転車が再評価されたこと、また自転車利用の多様化に対応するため、通勤通学など単に生活用道路としてだけではなく、サイクリングを楽しむレクリエーションを目的とした自転車の専用道路の設置を計画した。

この事業は県の単独事業として河川の堤防を利用して、幅員二・五mから三mの安全施設を完備した自転車道で、佐賀市多布施川左岸に二・九km、八田江左右岸に三・四km、神埼町城原川左岸二・一km、鹿島市中川右岸〇・四kmの延べ八・八kmにわたり整備された。

交通安全施設の計画と現況（道路管理者分）

区分 工種	45年度末 の 交通 安 全 施 設	5箇年計画 (46~50)		その他の 改築事業 計	交通安全施設の現況 (51年3月)					
		計画	実績		左の内訳			市町村道	合計	
					一般国道	主 地 方	要 道			
歩道(km)	64.6	109.8	71.1	25.5	161.2	55.1	53.6	52.5	99.7	260.9
自転車歩行者道(km)	1.0	8.9	7.9	1.0	9.9	2.0	6.0	1.9	12.0	21.9
自転車歩行者専用道(km)	—	9.5	8.8	—	8.8	—	—	—	18.5	27.3
横断歩道橋(箇所)	3	4	3	3	9.0	8.0	—	1.0	3.0	12.0
地下横断歩道(箇所)	—	1	1	1	2.0	2.0	—	—	7.0	9.0
中央帯(km)	—	—	—	1.0	1.0	1.0	—	—	3.0	4.0
車両停車帯(箇所)	14	12	26	—	40	21.0	15.0	4.0	3.0	43.0
道路照明(基)	212	340	115	20	347	106	132	109	1,153	1,500
防護柵(km)	95.3	58.4	40.3	26.4	162.0	46.2	51.4	64.4	83.8	245.8
道路標識(本)	1,524	820	1,517	125	3,166	986	1,161	1,019	2,004	5,170
視線誘導標(本)	8,016	3,700	5,990	3,000	17,005	2,842	5,433	8,731	1,740	18,746
道路反射鏡(本)	413	400	826	—	1,239	216	342	681	3,389	4,628

資料：道路課



佐賀市多布施川左岸の自転車道

また、国が自転車利用の増大に対応して自転車交通の安全を確保し、あわせて心身の健全な発達に資することを目的として大規模自転車道整備計画を四十八年度から策定したため、本県でも五十年度から佐賀市嘉瀬町を起点として、嘉瀬川の左岸堤防を利用し、大和町尼寺を通り、神埼町神埼橋を終点とする延長二〇・八kmの自転車道の建設を行っている。

交通安全指導員 歩行者に正しい歩行を守らせ、無謀運転を絶滅し、

地域の実情や地域住民に密着した交通安全対策を推進するため、県および市町村に交通安全指導員が設置されることになり、四十一年四月一日、基山町で二〇人の交通安全指導員が県下で初めて登場して以来、四十八年までに県と県下全市

町村に交通安全指導員が設置され、五十年度現在その数は一、〇一九人となつた。

特に五十年四月から、唐津市・鹿島市・神埼町においては、一般職の婦人交通指導員が設置され、主として幼児交通安全クラブの育成指導に当たり、好評を博している。

(一) 生活環境問題のおこり

抜けるように澄みきった青空、緑なす大地、清らかな川の流れ、これが県民だれしも希求する自然環境の状態であろう。

しかし、わが国においては、戦後の復興期を過ぎ、技術革新・エネルギー転換・産業構造の変動等により、飛躍的な経済発展の波に乗り始めた三十年代後半から、大気汚染・水質汚濁等により被害が増大し始めた。

本県も、大都市や重化学コンビナート地帯ほどではないが、その例外ではなく三十五年ごろから環境汚染が現われ始めた。これを県や市町村に申し立てられた苦情の内容で見てみると、種別では河川汚濁が約五〇%を占めているが、それらは炭鉱等から排出される洗炭污水、陶磁器工場からの陶工排水、食品工場からの排水を中心としたものであり、その他相隣関係的なばい煙・騒音・悪臭等による苦情が発生している。

被害の態様としては、一部農作物や上水道水源を阻害する広域的な被

交通事故相談所 年々増加する交通事故の被害者救済対策として、四十二年七月一日県交通事故相談所が開設された。同相談所は、相談員四人による相談所での相談のほか、利用者の利便をはかるため、市や遠隔町村については定期・随時に巡回相談を行っている。また、相談所では毎週月曜日に、唐津市巡回相談では毎月の第一・第四木曜日に顧問弁護士による専門的な相談業務を実施している。

八 環境の保全

種類別公害情発生件数

年度	水質汚濁	大気汚染	騒音振動	悪臭	地盤沈下	その他	計	年度	水質汚濁	大気汚染	騒音振動	悪臭	地盤沈下	その他	計
37	5	0	3	11	0	0	19	44	16	7	14	10	2	0	49
38	11	1	1	20	0	3	36	45	113	42	73	61	3	11	303
39	19	4	5	13	0	7	48	46	118	51	84	66	7	19	345
40	37	10	12	7	0	0	66	47	108	37	119	58	0	17	339
41	23	11	8	4	1	2	49	48	131	57	80	74	0	26	368
42	17	5	9	2	1	1	35	49	147	49	95	98	0	19	408
43	26	8	11	9	1	1	56	50	170	43	98	96	1	31	439

注：その他は土砂流出、衛生害虫、産業廃棄物等に関する苦情である。 資料：公害課

害もあつたが、大多数は相隣関係的小範囲への影響であつた。

地域的には、産業の立地状況と関連して、有田地区における工業排水による河川汚濁、松浦川・牛津川における洗炭污水による河川汚濁、唐津港湾内における食品工場排水による海域汚染、久保田町・鹿島市に立地する工場からの排水、武雄市の鉄工所からのがい煙による被害、佐賀市における騒音悪臭等都市公害がその主なものであった。

このほか、地下水の過剰揚水により有明海北岸の沖積層に、洪積層地帯に発生した地盤沈下現象は、三十二年ごろから始まつたと考えられており、本県内の特筆すべき公害となつてゐる。

(二) 公害行政の展開

公害行政組織

本県における公害問題に関する処理は、昭和三十六年まで厚生部医務衛生課で、その後四十年までは総務部で所掌していた。

しかし、公害問題が社会経済情勢の変遷に伴い、本県においても社会問題として取りあげられ、県行政における総合調整的な窓口設置の必要性が高まり、四十一年四月十九日に総務部防災課に公害調整係が設けられた。

その後、県内における公害問題の多発と、国における公害関係法令および環境庁設置等行政組織の整備が進むに伴い、四十五年九月厚生部に公害課を設置するとともに、科学的認識に基づいた行政が行えるよう衛生研究所に公害検査課を設置し、本格的公害行政の基礎が固められた。

四十六年九月には、厚生部に環境整備課、環境生活課、公害課の三課からなる環境保全対策室が新設され、環境行政の一元化がはかられた。

また、四十七年八月、環境保全対策室が環境保全局に改組されるとともに、四十九年四月、衛生研究所の公害検査課を分離し、行政機関として公害センターを新設し、監視・測定・試験・検査等に関する科学的行政部門が強化された。五十年八月には、厚生部を保健環境部と福祉生活部に分割する機構改革で、環境保全局は解消し、同局に属していた三課は、保健環境部に編入された。

各関係審議会等の設置

公害問題を解明し、解決していくためには、高度な専門的知識が要求されるとともに、関係行政分野が協力し合っていかねばならない面が多いため、各種の諮問機関、行政連絡会議が設け

られた。

昭和四十二年に公害対策基本法が制定され、都道府県における公害対策に関する基本的事項を調査審議させるため、公害対策審議会設置条例（それが出来ることになり、四十四年に県公害対策審議会設置条例（その後、四十五年八月に制定された県公害防止条例に吸収）が制定され、四十五年一月に発足し、第一回の諮問事項である県公害防止条例のあり方について調査審議し、その後多数の諮問事項に対し答申を行い、公害行政の方向づけに大きく寄与してきている。その後、廃棄物の処理および清掃に関する法律の規定により、産業廃棄物の処理計画を定めるためには、同審議会の意見を聞かなければならないため、四十九年三月には、条例定数を五人増員し、産業廃棄物に関する学識経験者が任命された。本審議会には、専門の事項を調査審議するため、専門委員が設置されており、大気・騒音・水質・地盤沈下の四部会が設けられた。なお、このうち水質部会は、水質汚濁防止法に基づく、県水質審議会が設置された時点で、同審議会に吸収され、五十一年十二月には、産業廃棄物部会が追加設置された。

また、四十六年八月には、水質汚濁防止法の規定に基づき、県公害防止条例が改正され、水質審議会に関する規定が追加された。同年十一月同審議会は委員一五人で発足し、以後、県内公共用水域の水質の汚濁の防止に関する重要な事項について、知事の諮問に応じて調査審議を行っている。

さらに、公害紛争処理法の定めにより、公害に係る紛争について、あわせん・調停・仲裁等を行う機関として、同法の規定に基づき、県公害紛争処理条例を四十五年に制定し、同年十一月に県公害審査会を設置し

た。

公害防止対策の実施に関する連絡調整と推進をはかるため、知事を本部長とし、国の行政機関・県・市町村の職員で構成する県公害対策本部が、四十五年九月に設置された。しかし、その後、公害関係法の整備や開発関係個別法にも環境保全対策に関する条項が盛り込まれたが、近年の開催はみていない。

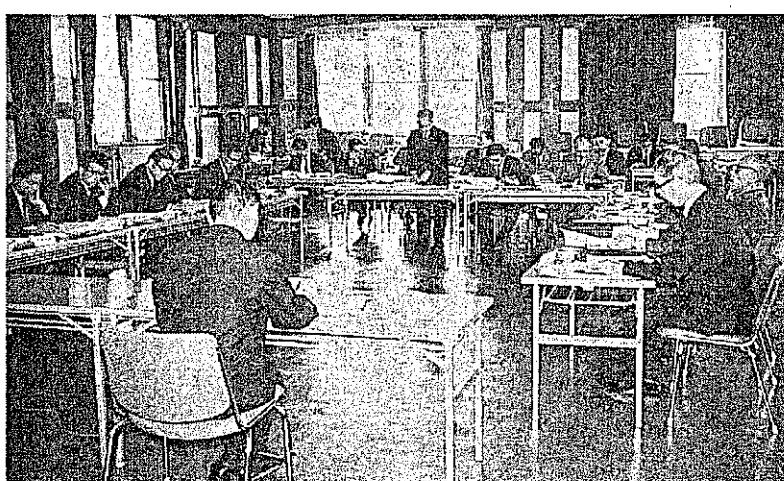
また、府内の公害関係各部（室）の連絡調整をはかり、総合的な公害対策を推進するため、四十年四月、県公害対策連絡会議が設置されるとともに、四十七年五月には、同連絡会議の研究機

構として、県の関係試験・研究機関の職員を構成員とする、県公害研究会議が設置された。

公害関係法令の整備

全国において公害発生原因者の規制は、法律ではなく地方公共団体の条例によって始まっている。

それは、昭和二十四年の東京都の工場公害防止条例を始めとして、産業



第1回 公害審査会（昭和45年11月）

復興の早かった都市に次々と制定された。法律としては、三十三年に至

つて公共用水域の水質の保全に関する法律、工場排水等の規制に関する

法律、三十七年ばい煙の排出の規制等に関する法律、四十二年公害対策

基本法、四十三年には騒音規制法と相次いで整備され、四十五年末の第六十四臨時国会（通称、公害国会）において、今日の法体系が整えられた。

本県における公害現象は、三十五年ごろから市町村や県への苦情、陳情の申し立てという形で顕在化し、年々増加の傾向をたどってきたが、当時の公害関係法による規制は、まず汚染地域を指定し、この指定地域内ののみの規制という体系であったため、大気汚染や水質汚濁が著しくなかつた本県は、これら法律による規制はとられなかつた。

このため、四十四年十月に至り、公害対策基本法に、「地方公共団体は、地方公害対策審議会をおくことが出来る」旨の規定が盛り込まれたこともあって、本県の公害防止対策に関する基本的事項について、知事の諮問に応じて調査審議を行う付属機関を設けるべく、県公害対策審議会条例が制定された。

同条例に基づき設置された県公害対策審議会の答申を受けた本県では、公害を未然に防止するための対策を積極的に推進する必要から、四十五年八月、県公害防止条例を公布施行し、引き続き規制基準等を定める同条例施行規則を四十六年一月から施行した。

その後、公害関係法令の制定・改正により、同年六月から大気・水質関係の規制が全国に及ぶようになったため、公害防止条例の改正を四十六年八月に、同条例施行規則の改正を四十七年二月に行つた。また、三十三年ごろから進行していた地盤沈下の防止策として、地下水の揚水規

制を行つたため四十九年三月に改正を行つてゐる。

(三) 県内の主な環境問題と対策

大気汚染 本県内には、他の都道府県の大都市や工場集積地帯に見られるような著しい大気汚染は現われていないが、県内で液体燃料の消費量や自動車保有台数の増加の推移からして、かならずしも楽観は許されない状況にある。このため大きな発生源である九電唐津発電所を擁する唐津市、およびその周辺町村を始め、発生源が多数立地している佐賀市・鳥栖市・伊万里市・有田町等に各種測定器を設置し、大気環境の実態把握に努めてきた。

これらの測定結果のうち環境基準の長期的評価方法に照らして超過しているのは、四十九年度で佐賀市片田江交差点において一酸化炭素が一回、五十年度では鳥栖市役所において二酸化硫黄が三日間、唐津市役所において二酸化窒素が四七日間となつてゐる。

四十七年度からは自動車排出ガスによる大気汚染の状況を把握するため、大気測定車により交通量の多い道路沿線で測定を行つてゐる。風向・風速の関係もあるうが、自動車排出ガスの影響と思われる二酸化窒素について若干の環境基準超過が見られ

液体燃料消費量(ばい煙発生施設関係分) 単位: 10^3 kJ

年 度	4 6	4 7	4 8	4 9	5 0
九電 唐津 発電 所	761	1,118	1,374	1,077	1,071
そ の 他	301	337	267	166	165
計	1,062	1,455	1,641	1,243	1,236

46、47年度および50年度「その他」は大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設設置届および49年度汚染物質排出量総合調査結果からの推定値

た。

大気の汚染度と気象との関係は、密接なものであるため、地域ごとの防止対策を推進する基礎資料を得ることを目的に、県内主要地域において地上気象・気温・風向・風速の鉛直分布、大気安定度、低層気流等について調査を実施している。年度別調査地区は次のとおりである。

四十六年度 唐津市

四十七年度 有田町

四十八年度 鳥栖市

四十九年度 伊万里市

五十年度 佐賀東部地域

また、この調査と並行して、二酸化硫黄濃度分布調査もそれぞれの地区で行い、環境基準より低いことが推測された。

本県内で大気汚染による、広域的な被害は、四十七年、四十八年と連續して発生した唐津市におけるみかん被害があげられる。四十七年は、生育後期九月ごろから、果実に黒色のはん点が現われ、収穫期には加工向けとして出荷せざるをえない果実も出てきた。被害面積は六五・五ha、被害量は三四八tにおよんだ。

調査年度	調査地域	調査地点数	調査平均(PPM) 地濃度
四六	唐津市	一〇	0.006~0.013
四七	有田町	一一	0.009~0.013
四八	鳥栖市	一一	0.011~0.013
四九	伊万里市	一〇	0.001~0.012
五〇	佐賀東部	一〇	0.001~0.012

注1 測定法 ロザリニン・ホルマリン法

注2 佐賀東部とは、神埼町、北茂安町、東脊振村、中原町、中三田川町、上峰村、公害課

資料：公害課

四十八年には六月上旬の落花後から被害を受け、葉および果実に早く

から黒色はん点が現われ、被害面積一〇五・三ha、被害量一、一〇五tと前年より上回った。この原因是、大気中の酸性浮遊物質の作用ではないかと推定され、唐津地区において大量の燃料を消費する唐津火力発電所のばい煙によるものと推定された。四十八年十月には、このような被害発生も勘案のうえ、四十六年に県・唐津市と九州電力株式会社との間で締結していた公害防止協定の改定を行い、硫黄酸化物については総量規制を取り入れ、ばいじんについては、法規制値の五分の一の排出基準とし、窒素酸化物についても法規制値以下とする等、規制の強化をはかった。一方、同地域の大気環境を常時監視する目的で設置していた測定局一局（県設置五局、唐津市設置六局）を唐津市においてテレメータ化をはかった。

水質汚濁 本県における水質汚濁問題は、明治時代以来地場産業の主流であった石炭・窯業・水産加工業等によって発生している。これらは、農作物や上水道水源の汚濁、海水の汚濁という被害を与える問題となつたものである。地域的には、産業の立地状況と関連しており、有田における陶磁器工場排水による河川汚濁、松浦川・牛津川における洗炭汚濁による水質汚濁、唐津港における水産加工工場の廃液による海水汚濁等が主なものとしてあげられる。

その他、内陸部に立地する食品工場、メッキ工場、製紙工場からの排水で苦情が発生している。このような事態を解決するため、四十年から四十二年にかけて、唐津港・有田川・松浦川・牛津川等の問題については、それぞれ、国・県・市町村・事業者による水質汚濁対策協議会が設置され、水質実態調査や水質浄化方策の検討がなされており、石炭産業

県内公共用水域の水質汚濁に係る環境基準類型指定状況

昭和51年3月31日現在

水域の区分	水 河 第 川 名 数	類型区分						指 定 年	告 示 月	指 定 機 関	告 示 名
		A	B	C	D	E	計				
筑後川水域	筑後川本川(1)	1	1				2	48. 3. 31		国	
	宝満川(1)		1				1	48. 3. 31		国	
	佐賀江等の川(2)	9	6	3	1		19	49. 4. 1		佐賀県	
嘉瀬川水域	嘉瀬川および川(5)	3	1		2	1	7	49. 4. 1		佐賀県	
六角川水域	六角川および川(4)	2		2	3	2	9	47. 9. 1		佐賀県	
塩田川水域	塩田川および川(6)	6	2			4	12	49. 4. 1		佐賀県	
松浦川水域	松浦川および川(8)	8		2			10	48. 6. 1		佐賀県	
有田川水域	有田川および川(2)	2	2				4	48. 6. 1		佐賀県	
計	総河川数	39	31	13	7	6	7	64			
有明海 域	有明海	1	1	1			3	46.12.28		国	
玄海海 域	本県に係る海域 (唐津湾～伊万里湾)	1	2				3	49. 4. 1		佐賀県	
計	海 域 数	2	2	3	1		6				

資料：公害課

注：A・B・C・DおよびEは、河川に係るものにあっては環境庁告示別表2の1の(1)の河川（湖沼を除く）の表の類型、海域に係るものにあっては同告示別表2の2の海域の表の類型を示す。

の斜陽化もあって、ある程度の効果をあげた。

このような経過を経て法令による規制のもと、強力な行政施策が実施できるように、県公害防止条例が制定された。しかし、規制基準や特定施設の範囲を定めた同条例施行規則が施行（四十六年一月三十日）され、間もなく、水質汚濁防止法が施行（四十六年六月二十四日）され、同条例の意図するところは、法律によって行えるようになった。従って条例は、法律の規制を受けない自動車整備業の用に供する車両洗浄施設（自動式車両洗浄施設を除く）等の八施設について、法律と同様の規制基準により規制するよう改正された。

公害対策基本法に基づいて、四十五年四月、水質汚濁に係る環境基準が閣議決定された。これは人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで、維持されることが望ましい基準として定められたものである。「人の健康の保護に関する環境基準」は、設定後、全国一律に、すべての公共用水域にあってはめられ直ちに達成することにされた。また「生活環境の保全に関する環境基準」は、河川・湖沼・海域とともに利水目的に応じた水域類型を設け、それぞれの水域類型ごとに基準値が設定されており、各公共用水域をこの類型へあてはめることによって各水域の基準を具体的に示すことになり、その達成期間は五年以内を原則としている。

昭和四十九年四月までに、三九河川・二海域の環境基準類型指定を終えたが、この環境基準を維持していくために水質汚濁防止法では、これら公共用水域のうち、その自然的・社会的条件から判断して、同法第三条第一項に定める排水基準（一律基準）では、人の健康を保護しまだ生活環境を保全することが十分でないと認められる区域があるときは、よりきびしい排水基準（上乗せ排水基準）を定めることができるよう

第9章 生活環境の整備

法制化されている。そこで将来の汚濁負荷量を推計し、将来環境基準を維持していくことが困難と考えられた六角川・福所江水系については、四八年四月一日から、上乗せ排水基準が設定適用されることになった。また、その後、前記以外の水域についても上乗せ排水基準の設定が検討されている。

有明海のカドミウム 昭和四十五年七月大牟田市に立地している亜鉛精錬所から有明海に排出されるカドミウムが大きな社会問題となり、四十五年には厚生省・経済企画庁・水産庁が、海水・底質・生物についての調査を県に委託し、県でも同種の調査を独自に実施した。しかし、特別問題とすべき分析値は現われなかつたが、これらの調査は現在なお実施されている。

有明海沿岸の長崎・佐賀・福岡・熊本四県では、共同体制による海域保全を目的として、四十七年度末から有明四県公害主管課長会議を発足させ、四十八年度から有明海環境総合調査に着手しようとしていた時、同年五月熊本大学医学部の「十年後の水俣病研究班」から、いわゆる「第三水俣病問題」が提起されたため、有明海における水銀に関する環境調査に主眼を置いてこの総合調査を行つた。

その中間報告は、環境庁から発表されたが、本県関係については問題点はなかつた。また、この環境調査

48. 11. 8
有明海環境総合調査結果（環境庁中間発表）「水銀調査分」

調査項目	区分	調査結果		備考
		有明海全体	佐賀県分	
魚介類調査		29区域 魚介類44種 (プランクトン)	1761検体 1669検体 62%	6区域 nd ~ 432検体 0.35 ppm
水質調査	流入河川	49河川 2地点のみ 他の60地点	62地点 0.0008~0.0023ppm nd	7河川 全地点 7地点 nd
	海域	64地点 3地点 他の61地点	128検体 0.0005~0.0012ppm nd	14地点 全検体 28検体 nd
底質調査	流入河川	49河川 0.003 ~	85地点 3.53 ppm	7河川 0.161 ~ 13地点 0.359 ppm
	海域	270地点 0.006 ~	264検体 2.99ppm	29地点 0.0053 ~ 29検体 0.367 ppm
	港湾	大牟田港 3.55 ~	4地点 27.7 ppm	調査対象港該当なし
総合考察		(1) 魚介類の水銀は暫定基準を下回っており、調査に供した魚種が本海域の漁獲量の大部分を占めているので漁獲販売はさしつかえない。 (2) 流入河川海域の水質は全体的にみて問題はないものと考えられる。 (3) 大牟田港、大牟田川、緑川支川の底質は除去基準を超えており対策が必要である。なお除去事業の実施に際しては二次公害が発生しないよう検討すべきであり、また除去対策が完了するまでの間、周辺水域における魚介類の監視等が必要である。（以上要旨のみ抜すい）		

注：(1) nd 検出されず

とあわせて沿岸住民の健康調査も実施されたが、四十九年三月國の水銀汚染調査検討委員会健康調査分科会で「有機水銀中毒の心配はない」との最終判定がなされた。

地盤沈下 有明海北岸平野部全域に広がっている地盤沈下は、九州では地域の広さ・沈下量の大きさにおいて類をみないものであり、本県内で最も広範囲におよぶ公害となっている。

今日のような地盤沈下のきげしは、三十五年白石平野の背後山麓線に沿って、幅三〇〇m、長さ五kmにわたるき裂を伴った凹溝状の沈下帯が出現し、住民の目で災害として確認されるかたちで始まっている。建設省国土地理院の水準測量の結果によれば、三十二年ごろにはすでに年間最高二cm以上の沈下が生じはじめていたものと推定されている。

県では地盤沈下の原因究明と対策

に資するため、三十五年度から白石地区において調査を開始し、三十六年度から五年間にわたり、九州農政局と協力して白石地区における水収支を中心とした各種の調査を実施した。その結果、地盤沈下と地下水採取とが密接な関係にあることが明らかにされた。このため地盤沈下を人工的にくい止める対策として、地下への水の強制注入試験が行われたが、技術的な困難性のため行き詰ってしまった。

国土地理院九地州方測量部資料

年間 沈下量	年間 沈下量	47.2~51.2		32.12~51.2	
		沈下量	年平均 沈下量	沈下量	年平均 沈下量
—	—	—	—	—	—
44.1	41.9	172.8	43.2	—	—
35.3	—	—	—	—	—
30.7	30.1	118.3	29.6	839.1	46.2
21.0	25.2	106.6	26.7	503.8	27.7
1.0	13.1	50.8	12.7	291.2	16.0
+ 43.6	+ 33.9	+ 123.2	+ 30.8	43.4	2.4
+ 40.1	+ 28.3	+ 120.9	+ 30.2	1096.2	60.3
+ 20.7	+ 3.5	+ 47.2	+ 11.8	62.4	3.4
6.7	8.5	22.9	5.7	161.9	8.9
2.9	10.2	22.5	5.6	103.7	5.7
+ 10.9	9.4	21.6	5.4	153.7	8.5
5.0	22.3	75.3	18.8	—	—
+ 5.0	12.0	36.3	9.1	318.6	17.5
+ 5.8	14.4	53.5	13.4	572.6	31.5
+ 4.2	12.4	44.1	11.0	—	—
+ 4.8	11.4	37.4	9.4	338.0	18.6
8.6	22.9	169.1	42.3	425.3	23.4
5.0	11.7	39.6	9.9	87.2	4.8
24.6	24.5	94.1	23.5	188.5	10.4
—	15.1	—	—	—	—
—	0.8	—	—	—	—
—	5.3	—	—	—	—

毎年の沈下量を測るために、四十五年度から水準測量を開始し、四十六年度からは国土地理院の協力を得て毎年二月に実施している。この他、地下水位の状況と地盤沈下との関連を調査するため、四十六年から四十九年にかけて観測井を設けた。

四十八年度には、地盤沈下対策・排水事業・防災事業等の基礎資料にするため、佐賀平野部の標高5m以下の地域三〇〇kmについて、航空写真と水準測量により、地盤の高さを詳細に調査し、「佐賀平野地盤高図」を作成した。これによると有明海の平均満潮位以下の面積は約二〇〇kmに及んでおり、国鉄長崎・佐世保線以南の平野部はおむねこの範囲に入ることがわかった。

四十六年一月に公害防止条例の規制基準などについて、公害対策審議

会から答申がなされたが、地盤沈下専門部会は、「沈下の最大の原因は、地下水の過剰揚水にあるとしながらも、揚水規制は各種の科学的調査のうえにたった適正揚水量の決定後とすべきである」との中間報告を行っている。四十八年十月には、同審議会は中間報告後の各種調査の結果を検討し、今日の条例規制の内容を答申した。これを受けた県は、四九年三月公害防止条例の改正、四九年七月同条例施行規則の改正を行い、地下水揚水規制を行った。

進行する地盤沈下を人為的に抑制する第一の手段は、現在の地下水揚水量をできるだけ減少させることであるため、地下水利用者に対し揚水量の節減努力を働きかけた。特に、佐賀市内においては日量五〇〇㎥以上の地下水揚水事業所により構成された佐賀市地下水利用自主調整協議会が四十八年一月に発足し、四九年三月には地下水採取量節減計画を発表し、最終目標年次の五十二年に

一等水準点沈下量

標石番号	所在地	明治25年 ～昭和32年		昭32.12～45.2		昭45.2 ～46.2	46.2 ～47.2	47.2 ～48.2	48.2 ～49.2
		沈下量	年平均 沈下量	沈下量	年平均 沈下量	年間 沈下量	年間 沈下量	年間 沈下量	年間 沈下量
3332	有明町深浦	(不動点)	—	—	—	—	—	—	—
3333	タ 役場附近	67.9	1.0	—	—	40.8	44.6	37.9	48.9
3334	白石町大井 タ	82.5	1.2	604.2	49.6	26.2	33.5	22.4	57.4
3335	タ 秀津 タ	—	—	665.0	54.6	29.5	26.3	15.4	42.1
3336	タ 六角橋附近	216.9	3.1	366.6	30.1	8.7	21.9	8.3	52.1
3337	江北町南郷附近	145.6	2.1	215.3	17.7	12.4	12.7	8.0	28.7
3338	タ 役場 タ	713.3	10.2	173.1	14.2	+ 5.8	+ 0.7	+ 22.2	+ 23.5
3339	タ 鳥屋 タ	987.9	14.1	1,249.9	102.6	+ 23.2	+ 9.6	+ 32.9	+ 19.6
3340	牛津町上砥川附近	760.9	10.1	108.1	8.9	1.0	0.5	+ 18.8	+ 4.2
3341	タ 新町附近	—	—	107.3	8.8	19.7	12.0	+ 5.3	13.0
3342	久保田町西古賀附近	—	—	59.4	4.9	10.9	10.9	+ 1.6	11.0
3343	タ 嘉瀬橋 タ	—	—	94.5	7.8	15.5	22.1	+ 2.0	25.1
3344	佐賀市嘉瀬元町 タ	—	—	—	—	24.2	26.6	10.7	37.3
3345	タ 八戸附近	57.9	0.8	216.6	17.8	28.5	37.2	7.8	21.5
3346	タ 八幡神社附近	123.7	1.8	416.0	34.2	49.7	53.4	21.6	23.3
3347	タ 紺屋橋 タ	49.9	0.7	—	—	34.4	40.6	9.8	26.1
3348	タ 江上 タ	+ 3.2	—	242.7	19.9	24.9	33.0	4.1	26.7
3349	タ 光法 タ	368.8	5.3	174.1	14.3	24.3	57.8	47.0	90.6
3350	諸富町三重 タ	+ 9.2	—	22.9	1.9	3.6	21.1	1.0	21.9
3351	タ 為重 タ	—	—	48.6	4.1	—	—	2.9	42.1
3331	鹿島市井手 タ	—	—	—	—	—	—	—	—
3330	タ 鹿島 タ	—	—	—	—	—	—	—	—
3329	タ 重ノ木 タ	—	—	—	—	—	—	—	—

は基準年次四十六年の三一%まで下げるに至り、五十年度までは計画通り実施されている。

その他、佐賀市の上水道水源池、県の地下水利用施設についても九〇%以上の節減を達成しており、佐賀市周辺部の大口揚水者も節減計画に沿って削減を実施している。また、白石地区においても杵島郡総合開発協議会が中心となり、各戸組合の間で相互に水利用の調整を行う等により揚水節減に努力されている。これらの地下水揚水量の節減によって地盤沈下の減少にかなりの成果を上げている。

環境放射能 原子力の利用に関する問題としては、従来は主として諸外国によってなされた核爆発実験に由来する放射性降下物の影響が注目されていたが、近年著しく進展しつつある原子力発電所の設置に伴う原子力発電所周辺の環境放射能と、温排水の問題が関心事となっている。

原子力施設周辺環境の監視については、原子力関係法令に基づき施設の設置者の責任において実施することにされており、このため、九州電力株式会社は敷地内における放射能の監視を行い、国がこれを監督しチェックすることにされている。

県では、玄海原子力発電所の運転に伴う周辺環境の放射能の状況を把握し、周辺地域住民の安全確保と環境保全に万全を期すため、四十七年から環境放射能の測定を実施している。また、四十七年十一月に県・地元玄海町と九州電力株式会社の間に、「原子力発電所の安全確保に関する協定」（安全協定）を締結し、また、四十九年十二月には安全協定に基づく覚書の交換を行い、環境放射能および温排水ならびに放射性廃棄物の管理等について厳しく監視していくことにした。

この安全協定に基づき、環境放射能の実態は握と原子力に関する知識

の普及を目的として、五十年一月に県原子力環境安全連絡協議会を設置し、環境放射能等の測定結果や、原子力施設の運転状況等について協議し、対処していくことにした。

環境放射能の調査は四十七年度から着手し、毎年充実強化をはかけてきたが、五十年度には、県公害センターに放射能の測定分析を行う環境放射能測定室を増築するとともに、空間線量率等の常時監視を行うため、環境放射能遠隔監視装置（モニタリングポストのテレメータシステム）を五十一年七月に整備することにしている。

これらの調査計画・結果等については、九州大学・佐賀大学等の専門学識者一三人で構成されている県環境放射能技術会議の指導助言を得て、県でとりまとめて公表している。測定項目としては、積算線量・空間線量率の測定、農畜産物・土・水等の環境試料中の全ベータ放射能の測定および核種分析を行っているが、その結果は、発電開始前後の差異はほとんどみられなかった。

原子力発電所は、これまで二回のトラブルがあり、事故時の連絡通報体制等が問題とされた。一回目は、試運転中の五十年六月十日に、蒸気発生器内に混入していたスチール製巻尺により、蒸気発生細管の一本が損傷したものであり、次は五十一年三月九日の一次冷却材充てんポンプの操作ミスによるトラブルであった。二回のトラブルとも環境への放射能は、きわめて微量であり、周辺での測定結果でも変化はなく、環境への影響は認められなかった。